

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月17日
【事業年度】	第52期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）
【会社名】	日医工株式会社
【英訳名】	Nichi-Iko Pharmaceutical Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 田村 友一
【本店の所在の場所】	富山県富山市総曲輪一丁目6番21
【電話番号】	076(432)2121(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員管理本部長 稲坂 登
【最寄りの連絡場所】	富山県富山市総曲輪一丁目6番21
【電話番号】	076(432)2121(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員管理本部長 稲坂 登
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第47期	第48期	第49期	第50期	第51期	第52期
決算年月	平成23年11月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
売上高 (百万円)	77,740	26,998	93,926	103,622	127,021	143,513
経常利益 (百万円)	7,309	2,300	8,470	7,085	9,615	12,289
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	3,908	1,330	5,129	4,588	6,592	11,031
包括利益 (百万円)	3,920	1,500	5,147	5,250	9,466	9,376
純資産額 (百万円)	44,593	45,528	48,810	66,195	74,487	82,597
総資産額 (百万円)	82,786	88,455	102,921	129,130	139,834	161,128
1株当たり純資産額 (円)	1,123.82	1,144.65	1,236.93	1,112.19	1,246.36	1,377.53
1株当たり当期純利益金額 (円)	101.54	32.92	128.14	104.75	110.26	184.45
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	101.53	-	128.08	104.67	110.14	184.02
自己資本比率 (%)	53.9	51.5	47.4	51.2	53.2	51.1
自己資本利益率 (%)	11.1	3.0	10.9	8.0	9.4	14.1
株価収益率 (倍)	17.0	55.3	16.7	15.2	25.1	14.1
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,371	3,627	9,770	5,546	21,179	7,097
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	9,504	1,594	7,192	9,826	14,647	3,485
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	10,645	126	3,294	20,676	14,146	10,626
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	3,698	5,605	4,889	21,269	13,609	27,754
従業員数 (人)	792	824	880	926	1,138	1,142
[外、平均臨時雇用人員]	[265]	[280]	[299]	[331]	[509]	[582]

(注) 1. 売上高に消費税等は含まれておりません。

2. 当社は第47期より従業員株式所有制度を導入しております。(以下、従持信託といいます。)これに伴い、1株当たり純資産額の算定に用いられた連結会計年度末の普通株式数及び1株当たり当期純利益金額並びに潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に用いられた連結会計年度の普通株式の期中平均株式数には、従持信託が所有する自己株式を含めております。(詳細は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項(1株当たり情報)」に記載しております。)

3. 第48期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 第48期は、決算期変更により平成23年12月1日から平成24年3月31日までの4ヶ月間となっております。

5. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第47期	第48期	第49期	第50期	第51期	第52期
決算年月	平成23年11月	平成24年 3月	平成25年 3月	平成26年 3月	平成27年 3月	平成28年 3月
売上高 (百万円)	76,792	26,684	93,232	102,908	119,994	137,524
経常利益 (百万円)	5,685	2,089	7,651	7,480	8,626	11,385
当期純利益 (百万円)	3,182	1,188	9,429	4,997	5,837	9,687
資本金 (百万円)	13,557	13,557	13,557	19,976	19,976	19,976
発行済株式総数 (千株)	40,729	40,729	40,729	60,662	60,662	60,662
純資産額 (百万円)	40,536	41,306	48,884	65,776	73,101	79,407
総資産額 (百万円)	76,836	79,502	99,665	125,443	132,863	153,621
1株当たり純資産額 (円)	1,023.44	1,040.17	1,238.46	1,104.98	1,223.18	1,324.21
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	32.00 (16.00)	10.70 (-)	32.00 (16.00)	28.30 (16.00)	26.60 (12.30)	30.00 (13.30)
1株当たり当期純利益金額 (円)	82.68	29.42	235.54	114.05	97.62	161.97
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	82.67	-	235.43	113.96	97.52	161.59
自己資本比率 (%)	52.8	52.0	49.0	52.4	54.9	51.5
自己資本利益率 (%)	10.1	2.9	20.9	8.7	8.4	12.7
株価収益率 (倍)	20.9	61.8	9.1	13.9	28.4	16.0
配当性向 (%)	38.7	36.4	13.6	24.8	27.2	18.5
従業員数 (人) [外、平均臨時雇用人員]	614 [139]	599 [151]	806 [260]	860 [304]	862 [361]	901 [416]

(注) 1. 売上高に消費税等は含まれておりません。

2. 第51期の1株当たり配当額には、創立50周年記念配当2円を含んでおります。

3. 第52期の1株当たり配当額には、特別配当3円40銭を含んでおります。

4. 当社は第47期より従業員株式所有制度を導入しております。詳細については「第1 企業の概況 1 主要な経営指標等の推移(1) 連結経営指標等」をご参照下さい。

5. 第48期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

6. 第48期は、決算期変更により平成23年12月1日から平成24年3月31日までの4ヶ月間となっております。

2【沿革】

昭和40年7月 日本医薬品工業株式会社（資本金150万円、富山市大泉壱区中部1565の1）を設立し、医薬品の販売を開始。

昭和41年1月 本社を富山市針原中町に移転。

昭和41年9月 本社を京都市東山区山科東野井上町に移転。

昭和42年6月 富山工場を建設し、医薬品の製造開始。

昭和42年7月 内外医師新薬株式会社を吸収合併。

昭和45年6月 富山第一工場（旧滑川第一工場）を建設し、医薬品の製造開始。

昭和47年4月 総合研究所を設置。

昭和49年10月 富山市総曲輪に本社ビルを建設し、本社を同所に移転。

昭和53年12月 株式額面変更のため、株式会社田村薬品（形式上の存続会社、昭和22年9月15日設立）と合併。関連事業会社の株式会社日医工、株式会社日医工物産、株式会社内外薬学研究所を吸収合併。

昭和55年7月 名古屋証券取引所に株式を上場（市場第二部）。

昭和56年11月 大阪証券取引所に株式を上場（市場第二部）。

昭和58年3月 富山第一工場に隣接し、新総合研究所を設置。

昭和60年6月 東京医薬品工業株式会社を吸収合併。

昭和61年10月 南砺工場（旧福野工場）を建設し、医薬品の製造開始。

平成8年8月 富山第二工場（旧滑川第二工場）を建設し、医薬品の製造開始。

平成10年9月 株式会社日医工ナイガイ、株式会社日医工関西、株式会社日医工東京の3社より、営業の一部譲受け。

平成13年5月 日本たばこ産業株式会社より一部OTC事業を承継。

平成15年5月 富山第二工場に隣接し、新物流センターを設置。

平成16年11月 マルコ製薬株式会社より特約店販売事業を譲受け。

平成17年4月 マルコ製薬株式会社を株式取得により子会社化。

平成17年4月 日本ガレン株式会社を吸収合併。

平成17年6月 日本医薬品工業株式会社から日医工株式会社に商号変更。

平成17年12月 オリエンタル薬品工業株式会社を株式取得により子会社化。

平成18年6月 富山第一工場内に製剤開発センターを設置。

平成18年11月 大阪証券取引所及び名古屋証券取引所の市場第一部銘柄に指定。

平成19年4月 マルコ製薬株式会社を簡易株式交換により完全子会社化。

平成19年11月 小林薬学工業株式会社を解散。

平成20年6月 テイコクメディックス株式会社を株式取得により完全子会社化。

平成20年7月 テイコクメディックス株式会社より特約店販売事業を譲受け。

平成20年11月 オリエンタル薬品工業株式会社を簡易株式交換により完全子会社化。

平成21年6月 連結子会社3社を合併により統合し、日医工ファーマ株式会社に商号変更。

平成22年4月 富山第一工場内に新製造棟「Pentagon棟」を建設し、製造開始。

平成22年12月 東京証券取引所に株式を上場（市場第一部）。

平成23年11月 富山第一工場内にグローバル開発品質管理センター「Honeycomb棟」を設置。

平成23年12月 当社の申請に基づき、大阪証券取引所及び名古屋証券取引所の上場廃止。

平成24年2月 決算期を11月30日から3月31日に変更。

平成24年3月 ヤクハン製薬株式会社（現・連結子会社）を株式取得により子会社化。

平成24年6月 日医工ファーマ株式会社を吸収合併。

平成25年3月 ヤクハン製薬株式会社（現・連結子会社）を株式取得により完全子会社化。

平成25年3月 株式会社日医工オオサカ（現・連結子会社）を株式取得により完全子会社化。

平成25年4月 富山第一工場内に新製造棟「Pyramid棟」を建設し、製造開始。

平成26年1月 タイ（バンコク）に現地法人Nichi-Iko(Thailand)Co.,Ltd.を設立。

平成26年1月 アメリカ合衆国（デラウェア州）に現地法人NIXS Corporationを設立。

平成26年4月 アステラス製薬株式会社の生産子会社の富士工場を承継し日医工ファーマテック株式会社静岡工場の事業を開始。

3【事業の内容】

当社グループは、当社と子会社8社（連結子会社3社：日医工ファーマテック株式会社、ヤクハン製薬株式会社、株式会社日医工オオサカ、持分法適用非連結子会社1社：株式会社イーエムアイ、持分法非適用非連結子会社4社：株式会社日医工医薬経営研究所、日医工ファーマ株式会社、NIXS Corporation、Nichi-Iko(Thailand)Co.,Ltd.）及び関連会社3社（持分法適用関連会社：アクティブファーマ株式会社、日医工サノフィ株式会社、Aprogen Inc.）で構成されております。

なお、当社グループの事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

<当社グループの事業>

当社グループは、ジェネリック医薬品の製造及び販売を主力事業としており、医薬品卸への販売を通して、医療機関（病院、診療所、調剤薬局等）向けに供給しております。

医薬品には、病院や診療所で医師が発行する処方せんに基づいて処方される医療用医薬品と、処方せんを必要とせずに薬局や薬店で購入できる一般用医薬品とがあり、当社の売上高の99%以上は医療用医薬品によるものです。

さらに医療用医薬品は、先発医薬品（新薬）と、先発医薬品の特許が切れた後に製造承認を得る、同じ有効成分で、効能と安全性も先発品と同等の後発医薬品（ジェネリック医薬品（注）1.）に分けることができます。

（注）1.ジェネリック医薬品について

後発医薬品であるジェネリック医薬品は、最初に開発された新薬のすぐれた働きを受け継いで生み出されます。ジェネリック医薬品は、新薬と同じ有効成分が同じ分量で含まれていますが、より飲みやすい薬にするため添加物や薬の形などを工夫して改良に努めているため、もとの新薬とは、色や形、味などに違いが生まれます。これはわずかな違いですが、違和感や不安を感じる人もゼロではありませんので、当社では何が同じでどこが違うのか正確で詳細なデータを公開することが、信頼と安心につながるものと考え、この点についても積極的な取り組みを行っております。

<当社グループの事業の特徴>

医薬品業界における位置づけ

後発医薬品メーカーとして売上規模国内最大手（注）2.であり、また自社開発した先発医薬品と後発品を併せ持つ、技術力と販売力を兼ね備えた医薬品メーカーです。幅広い品目構成を揃えていること、医薬品卸（注）3.におけるシェアが他の主要ジェネリック医薬品メーカーと比較（注）4.して高いこと等を特徴としております。

（注）2.「月刊ジェネリック」2015年8月号 ジェネリック医薬品製造販売企業ランキング（2015年度版）

（注）3.後発品主体ではなく広範囲に取り扱う総合医薬品卸

（注）4.公表されている他社資料との比較

開発体制

平成21年6月に当社グループにおける開発部門を日医工開発本部に統合し、超品質（注）5.且つ高い利便性を求めて、迅速で時宜を得た開発体制を整えております。超品質を確保するためには開発段階から製造工程を考慮した製剤開発が必要不可欠となるため、治験薬生産用の製造設備を備えた製剤開発センターを平成18年に建設しております。また、開発・品質管理・製造を一体として管理するための施設としてグローバル開発品質管理センター「Honeycomb棟」を平成23年に建設し、原薬の選定から製剤設計・製造工程・品質管理における拠点としております。さらに、経営企画本部内のバイオシミラー開発部は、関連部署と一体的な運営を行いバイオシミラー開発のスピードアップ化を図るなど、製品開発や海外業務展開における連携迅速化を行う体制を整えております。

（注）5.当社独自の品質基準として、高品質を超える信頼のある品質を「超品質」としております。

生産体制

当社は、増加する後発医薬品需要に備え、平成22年に竣工した富山第一工場「Pentagon棟」の隣接地に、新たに「Pyramid棟」を建設し、平成25年4月から稼働開始させております。愛知工場に建設した凍結乾燥注射製剤の製造ラインは、同じく平成25年4月から稼働開始しております。

また、平成24年3月にヤクハン製薬株式会社の株式を取得し子会社化しております。その後、平成25年3月に株式の追加取得により完全子会社化し、安定的な供給と効率的な製造を行うことができる体制を整えております。

さらに、平成26年4月にアステラス製薬株式会社の生産子会社であるアステラスファーマテック株式会社の富士工場を会社分割方式により承継し、当社の連結子会社「日医工ファーマテック株式会社」として事業を開始しております。

当社グループの富山、愛知、山形、埼玉、北海道、静岡の各工場では、剤形別製造機能の集約化を図り、効率的な設備投資を行うと共に、生産能力の向上も併せて実施し、市場拡大に対応できる生産体制を構築しております。

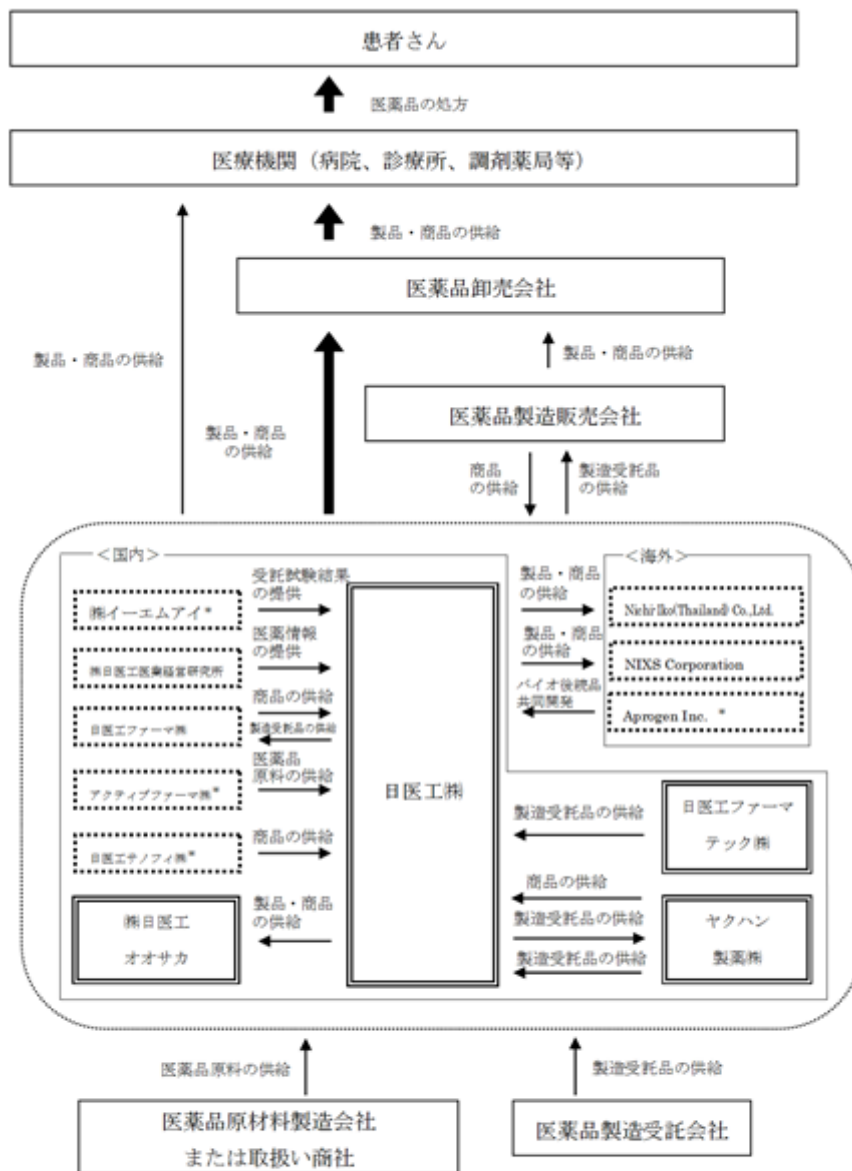
営業体制

当社グループの医薬品は、約13万軒の医療機関で採用されているため、効率的で機能性の高い情報提供体制を構築しています。約300名のMR（注）6.による情報提供あるいは情報収集活動のみならず、医療機関などからのお問い合わせに対応するお客様サポートセンターや、当社ウェブサイトでの製品情報の充実、安全性情報の迅速な伝達等、情報提供支援体制を強化しております。さらに平成27年4月に『医療従事者のための「がん治療情報サイト」ONCOLOGY MedNavi』を開設し、がんに立ち向かう全ての人々をサポートできるような質の高い情報と医療現場のニーズに合った製品情報を提供しております。

また、全国への流通においては、受注当日中の出荷を基本とする3箇所の物流センターを備えて、医薬品卸の全国ネットワークを通じて安定的な納入体制を構築するとともに、医療機関の購入ニーズに柔軟に対応できるように販売展開しております。

（注）6. 医療機関への医薬品にかかる情報提供を担当する医薬情報担当者。Medical Representativeの略。

事業系統図



（注）* 特分法適用会社

- ◻ は、当社グループの範囲を示します。
- ◻ は、当社グループで連結対象会社を示します。
- ◻ は、当社グループで非連結の子会社及び関連会社を示します。
- ← の方向はモノとサービスの流れる方向を示します。
- ← は、当企業集団の事業のうち、販売の主力を示します。

4【関係会社の状況】

連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 割合(%)	関係内容
日医工ファーマテック(株)	富山県富山市	100	医薬品の製造	100.0	医薬品製造委託 役員の兼任：あり 資金援助：あり
ヤクハン製薬(株)	北海道北広島市	60	医薬品の製造及び 販売	100.0	医薬品の販売及び購入 役員の兼任：あり 資金援助：あり
(株)日医工オオサカ	大阪府東大阪市	20	医薬品の販売	100.0	医薬品の販売 役員の兼任：あり 資金援助：なし

持分法適用の非連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 割合(%)	関係内容
(株)イーエムアイ	大阪府大阪市	100	医薬品等の安全性 検査受託	100.0	医薬品の検査委託 役員の兼任：あり 資金援助：なし

持分法適用の関連会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有 割合(%)	関係内容
アクティブファーマ(株)	東京都千代田区	300	医薬品原体の製造 及び販売	49.0	医薬品原体の購入 役員の兼任：あり 資金援助：あり
日医工サノフィ(株)	東京都新宿区	50	医薬品、診断薬等 の製造及び販売	49.0	医薬品の購入 役員の兼任：あり 資金援助：なし
Aprogen Inc.	韓国 デジュン	22,925 (百万ウォン)	バイオ医薬品の開 発	35.6	バイオ医薬品共同開発 役員の兼任：なし 資金援助：あり

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成28年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
医薬品事業	1,142 [582]
合計	1,142 [582]

(注) 1. 従業員数は、就業人員数(委任型執行役員、当社グループ(当社及び連結子会社)からグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時従業員数は[]内に当連結会計年度の平均人員を外数で記載しております。なお、臨時従業員には、パートタイマー及び期間契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

2. 当社及び連結子会社の事業は、医薬品事業並びにこれらの付帯業務の単一事業であり、従業員数は製品区別に区分できません。そのため製品区別の記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

平成28年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
901 [416]	42.0	13.9	7,176,336

セグメントの名称	従業員数(人)
医薬品事業	901 [416]
合計	901 [416]

(注) 1. 従業員数は、就業人員数(委任型執行役員、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時従業員数は[]内に当事業年度の平均人員を外数で記載しております。なお、臨時従業員には、パートタイマー及び期間契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 当社の事業は、医薬品事業並びにこれらの付帯業務の単一事業であり、従業員数は製品区別に区分できません。そのため製品区別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社の労働組合は、昭和48年8月に結成されたJEC連合日医工労働組合(日本化学エネルギー産業労働組合連合会)に加盟。平成28年3月31日現在の組合員数は773人。)と、他に2つの労働組合があり、平成28年3月31日現在の総組合員数は802人です。

なお、労使関係は良好に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)	比較増減 (百万円) (%)	
売上高	127,021	143,513	16,491	13.0
営業利益	9,619	12,910	3,290	34.2
経常利益	9,615	12,289	2,673	27.8
親会社株主に帰属する 当期純利益	6,592	11,031	4,438	67.3

当連結会計年度におけるわが国経済は、概ね景気回復基調で推移し雇用情勢などでも改善がみられてきましたが、下期にかけて中国を中心とした新興国経済の失速への不安感や、年明け以降の為替の急速な円高進行などから、先行きの不透明感を懸念する見方も出てきています。

医薬品業界におきましては、平成27年6月に「経済財政運営と改革の基本方針2015」（いわゆる「骨太方針」）が閣議決定され、後発医薬品のシェアは「2017年央に70%以上とするとともに2018年度から2020年度までの間のなるべく早い時期に80%以上とする」という新たな目標が設定されました。更に平成28年度薬価制度改革で、長期収載品について「一定期間を経ても後発医薬品への適切な置き換えが図られていない場合の『特例的な引下げ』の対象」を算定するための後発医薬品の置き換え率が引き上げられるなどし、更なる後発医薬品の普及に向けた取り組みが進められています。

一方で、新規後発医薬品の薬価の上限が先発品の100分の60から100分の50に引き下げられるなどの改正が行われ、後発医薬品製造業にとっては需要拡大とコスト圧縮への対応が大きな課題となっています。

このような環境下で当社は、「ジェネリックメーカー世界TOP10」を目指す第6次中期経営計画「Pyramid」（平成25年3月期～平成28年3月期）の最終年度として、一層の業績伸長を図るべく諸施策を実施してまいりました。

製品においては、平成27年6月に「オーソライズドジェネリック製剤」である『クロピドグレル錠25mg「SANIK」』及び『クロピドグレル錠75mg「SANIK」』をはじめとした9成分17品目、平成27年12月には成分名・会社名を錠剤両面に印刷した『アムパロ配合錠「日医工」』など9成分20品目を新発売いたしました。

またバイオシミラー製品につきましては、平成27年9月に、先行バイオ医薬品であるレミケード®と同等性/同質性を示すデータが得られたことから抗ヒトTNF-モノクローナル抗体薬（一般名：インフリキシマブ（遺伝子組換え）バイオ後続品）を、製造販売承認申請いたしました。更に、平成28年3月には一般名リツキシマブ（遺伝子組換え）バイオ後続品のグローバル販売権の払い込みも完了し、既に販売権を取得していた一般名トラスツズマブ（遺伝子組換え）バイオ後続品とともに、3成分のグローバルでの開発を進めております。

海外展開につきましては、米国市場での展開加速を図るために上記トラスツズマブの日米同時開発を進めておりますが、アジア市場でも平成27年7月にタイのBangkok Lab and Cosmetic社と当社製品のタイ市場での上市サポートなどを内容とした業務提携を行い、平成27年8月にはベトナムで業務提携をしているHanoi Pharma社の協力を得て2製品の製造販売承認を得て平成28年1月から販売を開始いたしました。

生産体制面では上記「骨太方針」を踏まえたジェネリック医薬品市場の急速な拡大に対応し、平成33年3月期までに総供給可能数量210億錠体制を目指して富山第一工場と日医工ファーマテック株式会社静岡工場の設備増強及び富山第一工場内での製造棟新設を計画し進めています。

以上に加え平成27年12月に資本提携解消に伴う韓国のBinex社株式の売却もあり、当連結会計年度の業績は、売上高が1,435億13百万円（前連結会計年度1,270億21百万円）、営業利益が129億10百万円（前連結会計年度96億19百万円）、経常利益122億89百万円（前連結会計年度96億15百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益110億31百万円（前連結会計年度65億92百万円）と、大幅な増収増益となりました。

なお、当社グループの事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

	前連結会計年度 (百万円)	当連結会計年度 (百万円)	増減額 (百万円)
現金及び現金同等物の期首残高	21,269	13,609	7,660
営業活動によるキャッシュ・フロー	21,179	7,097	14,082
投資活動によるキャッシュ・フロー	14,647	3,485	11,162
財務活動によるキャッシュ・フロー	14,146	10,626	24,773
現金及び現金同等物に係る換算差額	45	94	48
現金及び現金同等物の増減額	7,660	14,144	21,804
現金及び現金同等物の期末残高	13,609	27,754	14,144

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況の詳細は以下のとおりであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、当連結会計年度において70億97百万円の収入超過となりました。これは主に売上債権の増加42億16百万円、法人税等の支払額38億26百万円、投資有価証券売却益の計上36億78百万円等の支出超過要因があった一方で、税金等調整前当期純利益の計上153億59百万円、減価償却費の計上49億13百万円等の収入超過要因があったことなどによるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、当連結会計年度において34億85百万円の支出超過となりました。これは主に投資有価証券の売却による収入64億6百万円等の収入超過要因があった一方で、有形固定資産の取得による支出78億33百万円、無形固定資産の取得による支出32億46百万円等の支出超過要因があったことなどによるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、当連結会計年度において106億26百万円の収入超過となりました。これは主に配当金の支払額16億47百万円等の支出超過要因があった一方で、長短期借入金の増加129億71百万円等の収入超過要因があったことなどによるものであります。

以上の結果、当連結会計年度末の現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べて141億44百万円増加し、277億54百万円となりました。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループの事業は医薬品事業の単一セグメントであり、当連結会計年度における生産実績を薬効分類別に表示すと、次のとおりであります。

区分	金額（百万円）	前年同期比（％）
血液及び体液用薬	19,720	125.9
循環器官用薬	25,895	116.4
消化器官用薬	17,040	116.1
神経系用薬	14,445	102.9
アレルギー用薬	7,492	112.0
抗生物質	9,793	81.6
その他の代謝性医薬品	10,430	120.9
その他	18,710	76.1
合計	123,529	104.2

(注) 1. 金額は、販売価格に換算しております。
2. 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

(2) 商品仕入実績

当社グループの事業は医薬品事業の単一セグメントであり、当連結会計年度における商品仕入実績を薬効分類別に表示すると、次のとおりであります。

区分	金額（百万円）	前年同期比（％）
血液及び体液用薬	9,340	1,170.7
循環器官用薬	3,483	50.7
消化器官用薬	2,405	110.0
神経系用薬	1,761	56.2
アレルギー用薬	4,139	82.6
抗生物質	691	133.1
その他の代謝性医薬品	38	73.5
その他	3,342	69.8
合計	25,202	107.9

(注) 1. 金額は、仕入価格によっております。
2. 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

(3) 受注実績

当社グループ（当社及び連結子会社）では、主に販売計画に基づいた生産計画により生産しております。製剤の一部において受注生産を行っていますが、受注額に重要性はありません。

(4) 販売実績

当社グループの事業は医薬品事業の単一セグメントであり、当連結会計年度における販売実績を薬効分類別に表示すと、次のとおりであります。

区分	金額（百万円）	前年同期比（％）
血液及び体液用薬	28,270	199.0
循環器官用薬	27,947	106.5
消化器官用薬	17,739	116.2
神経系用薬	16,574	104.8
アレルギー用薬	11,270	154.1
抗生物質	11,017	98.8
その他の代謝性医薬品	9,086	116.9
その他	21,607	73.9
合計	143,513	113.0

当連結会計年度における販売実績を販売ルート別に表示すると、次のとおりであります。

区分	金額（百万円）	前年同期比（％）
特約店	115,919	115.6
代理店	11,144	103.2
その他	16,449	103.2
合計	143,513	113.0

主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額（百万円）	割合（％）	金額（百万円）	割合（％）
(株)メディセオ	28,854	22.7	35,019	24.4
(株)スズケン	21,913	17.3	25,544	17.8
アルフレッサ(株)	16,241	12.8	19,934	13.9

(注) 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

近年わが国におきましては、社会保障費の対策が急務とされ、そのひとつの対策として低コストのジェネリック医薬品の普及が推進されております。平成27年6月に「経済財政運営と改革の基本方針2015」（いわゆる「骨太方針」）にて、後発医薬品のシェアを「2017年央に70%以上とするとともに、2018年度から2020年度末までのなるべく早い時期に80%以上とする」という目標が設定され、今後もジェネリック医薬品の需要が拡大していくものと考えられます。

その一方でジェネリック医薬品メーカーに対しては、安定供給体制の整備、品質確保、情報提供の充実等、ジェネリック医薬品に対する信頼性の向上や、薬価引き下げに対するコスト圧縮に向けての取り組みが強く求められております。

このような状況の中で当社グループは、平成28年5月に、第7次中期経営計画「Obelisk」（平成29年3月期～平成31年3月期）を策定し、「圧倒的な存在感で創造をチカラに世界へのテイクオフ」をビジョンとして、次なる3年間を「世界に挑戦するための準備段階から新しい領域への発進」する期間と位置づけ、次に掲げる3つの基本戦略と「世界TOP10入りを支える企業基盤充実」を実行してまいります。

- 『シェアUP』 ～国内ジェネリック医薬品市場で15%シェア確立
- 『供給能力』 ～超品質に基づく185億錠供給体制確立
- 『開拓力』 ～バイオシミラー・米国市場への参入

当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）について

・ 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は上場会社であるため、当社の株式等は、株主・投資家の皆様によって自由に取引できるものであります。従いまして、当社の株式等に対する大規模な買付行為につきましても、当社としては、原則としてこれを否定するものではありません。

大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には個々の株主の皆様の自由な意思によってなされるべきであると考えます。

しかしながら、近年、わが国の資本市場においては、買収内容を判断する為に必要な合理的な情報・期間や、企業買収の対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として一方的に株券等の大規模買付けを強行するといった動きが顕在化しつつあります。

もとより、当社は、このような敵対的な株券等の大規模買付けであっても、その具体的な条件・方法等によっては、必ずしも当社の企業価値ひいては株主共同利益を著しく損なうとは限らないと考えておりますので、かかる買付け全てを一律的に否定するものではありません。

しかし、一方的な株券等の大規模買付けの中には、株主の皆様に対して当該大規模買付けに関する十分な情報が提供されず株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該大規模買付けの条件・方法等の検討等を行ったり、当社取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間が確保されないものや、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないものなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう株券等の大規模買付けもないとはいえません。

当社といたしましては、当社の財務及び事業方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の源泉及び当社のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主共同利益を中長期的に確保・向上させることを真摯に目指す者でなければならぬと考えております。

従いまして、上記のような企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうおそれのある株券等の大規模買付提案又は、これに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

・ 基本方針の実現に資する取組み

当社は、企業価値を安定的かつ持続的に向上させていくことこそが、株主共同利益の向上のために最優先されるべき課題であると考え、下記1の第7次中期経営計画「Obelisk」による企業価値向上への取組み、下記2のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づくコーポレート・ガバナンスの充実のための取組みをはじめとした様々な株主共同利益を向上させるための取組みを行ってまいりました。

これらの取組みは、当社の企業価値ひいては株主共同利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことになり、ひいては当社の企業価値、株主共同利益を著しく損なうおそれのある大規模な買付行為が困難になるとともに、上記の会社の支配に関する基本方針にも資するものであると考えております。

1. 第7次中期経営計画「Obelisk」による企業価値向上への取組み

当社は、平成28年5月に第7次中期経営計画「Obelisk」（以下「本中期経営計画」といいます。）（平成29年3月期～平成31年3月期）を策定し、「国内ジェネリック医薬品市場で15%シェア確立」「超品質での185億錠供給体制確立」「バイオシミラー・米国市場への参入」という基本戦略と、「世界TOP10入りを支える企業基盤充実」を掲げ、実行しております。

当社経営陣は、中長期的な視点に立ち、ジェネリック医薬品メーカーのプロフェッショナルとしてこれらの課題にスピーディに対応し、本中期経営計画を達成していくことによって、当社グループの企業価値ひいては株主共同利益をさらに拡大できるよう最善の努力を尽くしてまいります。

2. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方とそれに基づくコーポレート・ガバナンスの充実のための取組み

上記1の取組みに加え、当社は、上記の基本方針の実現に資する取り組みとして当社グループのコーポレート・ガバナンス体制の構築を進めております。

当社は、法令遵守を徹底し、経営の透明性、企業倫理の意識を高め、的確な意思決定と迅速な業務執行を行っていくことが、コーポレート・ガバナンスの基本であり、その充実・強化が経営上の重要課題であると認識しています。

具体的な取組みといたしましては、株主に対する取締役の責任を明確化するため、その任期を1年としています。また、社外取締役2名及び社外監査役3名を選任し、全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出しており、客観性及び透明性の高い、公正な経営監視体制の確立に努めております。さらに、当社は会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役の職務執行が法令及び定款に適合する為の体制、その他株式会社の業務の適正を確保する為に必要なものとして法務省令で定める体制である内部統制システムについて内部統制委員会を設置し整備しております。

今後とも、法令遵守を基本とした上で、社会の要求や各種リスクを的確に把握し、経営効率を高め、競争力を強化し、市場動向に果敢に挑戦できるための最適な意思決定の仕組みについて絶えず見直しを図り、迅速に対応していくことが当社グループにとって最良のコーポレート・ガバナンス確立の道であると認識し取り組んでまいります。

・ 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取組み

当社は、平成26年6月20日開催の当社第50期定時株主総会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みとして、当社に対する濫用的な買収等を未然に防止するため「当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を、株主の皆様のご承認をいただき、同日付でこれを導入しております。

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同利益の確保・向上の観点から、大規模買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大規模買付行為の条件・方法について大規模買付者と交渉するとともに、代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのための必要時間を十分に確保できるための手続きを定めています。

本プランにおいては、次の1若しくは2に該当する行為又はこれらに類似する行為（但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。）がなされ、又はなされようとする場合には、本プランに基づく対抗措置が発動されることがあります。

1. 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け

2. 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

対抗措置を発動した場合、株主の皆様が保有する株式1株につき新株予約権1個の割合で無償で新株予約権を割り当て、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定める数とします。

本プランの詳細については、下記の当社のウェブサイトをご参照ください。

http://www.nichiiko.co.jp/finance/gif/4541_20140512_03.pdf（平成26年5月12日付プレスリリース「当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）について」）

・本プランに対する当社取締役会の判断及び理由

当社の取締役会は、本プランの設計に関し、以下の事項を考慮し織り込むことにより、本プランが基本方針に従い、当社の株主共同利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

1．株主意思を重視するものであること

当社は、本プランについての株主の皆様のご意見を反映するため、平成26年6月20日開催の当社第50期定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て可決されて本プランを導入いたしました。また、本プランの有効期間は、平成29年に開催される当社定時株主総会の終結時までであります。その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止とするものであり、株主の皆様のご意見が十分反映される仕組みとなっております。

2．デッドハンド型及びスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により、いつでも廃止できるものとされており、従いまして、本プランはデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社取締役の任期は1年であり、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）ではありません。

3．買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。

また、当社取締役会が大規模買付者に対して提供を求める情報を合理的に決定する旨を明示し、当社取締役会が対抗措置を発動することができる場合につき、当該大規模買付行為が一定の類型に形式的に該当するだけでは足りず、それによって、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと明白に認められることが必要である旨を明示する等、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。

さらに、本プランは、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

4．当社の企業価値ひいては株主共同利益の確保又は向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前提供及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために導入されるものです。

5．合理的かつ客観的な対抗措置発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、また一定の対抗措置を講じるか否かについての取締役会の判断をはじめ本プランの合理性及び公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置するなど、当社取締役会による恣意的な本プランの運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

4【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものが考えられます。

当社グループは、これらのリスクの所在を認識した上で、発生回避及び不測の事態に対する体制の整備に最大限の努力をいたします。

なお、文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

a ジェネリック医薬品の特性と競争

当社グループは、医療用医薬品の製造及び販売を営んでおり、その中でも主としてジェネリック医薬品を扱っております。ジェネリック医薬品とは、最初に開発して発売された「先発医薬品」の特許が切れた後に発売される「後発医薬品」のことであります。「先発医薬品と同じ有効成分で、含量、投与経路、効能・効果、用法・用量が等しい医薬品」とも定義され、通常は先発医薬品の再審査期間及び物質特許期間が満了した後に発売されます。先発医薬品の特許満了と同時に、多くのジェネリック医薬品メーカーが市場に参入し、厳しい競争のなかで価格低下を招くことがあります。その結果、収益が低下して経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

b 医療制度の変更

厚生労働省は、国民医療費の抑制を目的として、これまでも数々の医療制度改革を実施してきており、今後もこの方針は継続されるものと考えられます。

医療用医薬品の製造・販売にあたりましては、開発、製造、流通及び患者投与の各段階において、種々の承認・許可制度及び監視制度が設けられており、ジェネリック医薬品の普及推進策の実施もありますが、今後の医療制度変更の内容によりましては、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

c 先発医薬品メーカー、外資系メーカーの参入

ジェネリック医薬品市場の拡大傾向は今後も持続すると考えられます。これに伴い、日本国内の先発医薬品メーカーや、国際的な外資系製薬メーカーが日本のジェネリック医薬品市場に積極的に参入してくることがあります。それによって、ジェネリック医薬品業界はさらに熾烈な競争を強いられることになり、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

d 薬価基準改定

わが国の医療用医薬品は、国の定める薬価基準によって薬価が決められています。薬価基準は概ね2年に一度改定されますが、この薬価の引き下げ幅の大きさによっては、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

e 特許訴訟

ジェネリック医薬品の特性上、先発医薬品メーカーから特許訴訟を提起される場合があります、そのような事態になった場合は経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループは、物質・製剤特許を中心とした産業財産権に関する徹底した調査を行い、また不正競争防止法も考慮した製品開発を心がける所存であります。

f 法的規制

当社グループは、医療用医薬品を製造・販売するにあたり「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器等法」という。）」等の薬事関連法規の規制を受けており、事業所所在の各都道府県の許可・登録・指定・免許及び届出を必要としております。かかる医薬品の製造販売事業の許認可に関して法令違反等があった場合には、監督官庁から業務の停止や許認可の取消し等の処分を受けることとなりますが、これまでに当該許認可等が取消しとなる事由は発生しておりません。万一、発生した場合には、事業活動及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

主な許認可等の状況（当社）

許認可等の名称	所管官庁等	許認可等の内容	有効期限	取消し等となる事由
第一種医薬品製造販売業許可	富山県	富山県知事許可 (16A1X00009)	平成32年3月30日 (5年ごとの更新)	医薬品医療機器等法、その他薬事に関する法令若しくはこれに基づく処分に違反する行為があったとき、医薬品医療機器等法第75条第1項により、その許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じられることがある。
第二種医薬品製造販売業許可	富山県	富山県知事許可 (16A2X00045)	平成32年3月30日 (5年ごとの更新)	
医薬品製造業許可	富山県	富山県知事許可 (16AZ000312)	平成32年3月30日 (5年ごとの更新)	
	富山県	富山県知事許可 (16AZ006002)	平成32年3月30日 (5年ごとの更新)	
	愛知県	愛知県知事許可 (23AZ200040)	平成29年5月31日 (5年ごとの更新)	
	埼玉県	埼玉県知事許可 (11AZ200084)	平成29年5月31日 (5年ごとの更新)	
	山形県	山形県知事許可 (06AZ200010)	平成29年5月31日 (5年ごとの更新)	

主な許認可等の状況（ヤクハン製薬株式会社）

許認可等の名称	所管官庁等	許認可等の内容	有効期限	取消し等となる事由
第一種医薬品製造販売業許可	北海道	北海道知事許可 (01A1X10001)	平成32年3月30日 (5年ごとの更新)	医薬品医療機器等法、その他薬事に関する法令若しくはこれに基づく処分に違反する行為があったとき、医薬品医療機器等法第75条第1項により、その許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じられることがある。
第二種医薬品製造販売業許可	北海道	北海道知事許可 (01A2X00011)	平成32年3月30日 (5年ごとの更新)	
医薬部外品製造販売業許可	北海道	北海道知事許可 (01D0X00004)	平成32年3月30日 (5年ごとの更新)	
化粧品製造販売業許可	北海道	北海道知事許可 (01C0X10003)	平成32年3月30日 (5年ごとの更新)	
医薬品製造業許可	北海道	北海道知事許可 (01AZ000074)	平成32年3月30日 (5年ごとの更新)	
医薬部外品製造業許可	北海道	北海道知事許可 (01DZ005006)	平成32年3月30日 (5年ごとの更新)	
医療機器製造業許可	北海道	北海道知事許可 (01BZ200010)	平成32年10月4日 (5年ごとの更新)	
第二種動物用医薬品製造販売業許可	農林水産省	農林水産大臣許可 (23製販薬 第139号)	平成28年10月17日 (5年ごとの更新)	

主な許認可等の状況（株式会社日医工オオサカ）

許認可等の名称	所管官庁等	許認可等の内容	有効期限	取消し等となる事由
医薬品販売業許可	大阪府	大阪府知事許可 (第B10919号)	平成29年12月31日 (5年ごとの更新)	医薬品医療機器等法、その他薬事に関する法令若しくはこれに基づく処分に違反する行為があったとき、医薬品医療機器等法第75条第1項により、その許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じられることがある。

主な許認可等の状況（日医工ファーマテック株式会社）

許認可等の名称	所管官庁等	許認可等の内容	有効期限	取消し等となる事由
医薬品製造業許可	静岡県	静岡県知事許可 (22AZ200067)	平成31年3月31日 (5年ごとの更新)	医薬品医療機器等法、その他薬事に関する法令若しくはこれに基づく処分に違反する行為があったとき、医薬品医療機器等法第75条第1項により、その許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命じられることがある。

g 販売中止、製品回収

ジェネリック医薬品は、先発品でその有効性と安全性が一定期間にわたって確認された使用実績に加え、再審査を受けた後に発売されますので、基本的には重篤な副作用が発生するリスクは極めて小さいものでありますが、万一、予期せぬ新たな副作用の発生や、製品に不純物が混入するなどの事故等が発生した場合には、販売中止・製品回収を余儀なくされ、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

h 資本・業務提携に係るリスク

当社グループは、商品の販売、ジェネリック医薬品の共同開発の他、バイオシミラーの開発等に関し、他社との資本・業務提携を行っております。今後、何らかの事情により、提携関係が変更、解消になった場合、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

i 災害等による生産の停滞、遅延

当社グループは、富山県、愛知県、山形県、埼玉県、北海道及び静岡県に生産拠点を配置しておりますが、地震、津波、火災等の災害、技術上・規制上の問題等の発生により、生産拠点の操業が停止した場合、製品によりましては、その供給が停止し経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、重要な原材料につきまして、特定の取引先から供給されているものがありますため、災害をはじめ何らかの要因によりその仕入れが停止した場合、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

j バイオシミラーの開発に係るリスク

当社グループは、慎重かつ積極的にバイオシミラーの開発投資を行っております。バイオシミラーの開発は、ジェネリック医薬品の開発と比較してより多くの開発期間、開発費用が必要とされています。今後、何らかの事情により、開発遅延や開発費用の予期せぬ増加が発生した場合、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

k 他社のオーソライズドジェネリック販売に係るリスク

先発医薬品メーカーの関連企業等が特許切れ前のオーソライズドジェネリックを先行販売した場合、シェアが独占され、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

当社グループ（当社及び連結子会社）は、新薬の開発と販売実績によって蓄積した技術やノウハウを生かし、また海外企業を含めて他研究機関との技術交流を積極的に行いながら、付加価値の高いジェネリック医薬品の開発を進めております。

当連結会計年度、国内において15成分、34規格の医薬品の承認許可を得ており、海外においてはベトナム市場で1成分2規格の医薬品の承認を取得し販売を開始しております。

バイオシミラー製品につきましては、国内において平成27年9月に抗ヒトTNF- α モノクローナル抗体薬（一般名：インフリキシマブ（遺伝子組み換え）バイオ後続品）を、製造販売承認申請し、一般名リツキシマブ（遺伝子組み換え）バイオ後続品、一般名トラスツズマブ（遺伝子組み換え）バイオ後続品とともに、3成分のグローバルでの開発を進めております。このうち一般名トラスツズマブ（遺伝子組み換え）バイオ後続品につきましては、米国市場での展開加速を図るために、日米同時開発を進めております。

なお、当連結会計年度の研究開発費の金額は、4,874百万円（対売上高比率3.4%）であります。

また、当社グループの事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績

売上高

ジェネリック医薬品市場は、病院・調剤薬局を中心に引き続き拡大傾向を示しております。当社におきまして、平成20年以降収載品目を中心に売上が順調に伸長した結果、売上高は過去最高の1,435億13百万円となりました。

売上原価、販売費及び一般管理費、営業利益

売上原価は899億99百万円となりました。売上原価率は62.7%となり、前連結会計年度に比べ0.2ポイント低下しました。これは、増産による固定費率の減少、原薬複数化による原材料費の削減などによるものであります。

販売費及び一般管理費は406億24百万円となりました。対売上高販管費率は前連結会計年度に比べ1.2ポイント低下し、28.3%となりました。これは、研究開発費率の減少などによるものであります。

研究開発費は48億74百万円となりました。対売上高研究開発費率は前連結会計年度に比べ0.5ポイント低下し、3.4%となりました。

この結果、営業利益は129億10百万円となりました。対売上高営業利益率は9.0%で前連結会計年度に比べ1.4ポイント上昇しました。

営業外損益、経常利益

営業外収益は4億82百万円となりました。主な内訳は、受取利息1億2百万円であります。

営業外費用は11億3百万円となりました。主な内訳は、為替差損5億38百万円、売上債権売却損1億89百万円、支払利息1億27百万円であります。

この結果、経常利益は122億89百万円となりました。対売上高経常利益率は8.6%で前連結会計年度に比べ1.0ポイント上昇しました。

特別損益、税金等調整前当期純利益、法人税等、親会社株主に帰属する当期純利益

特別利益は41億44百万円となりました。主な内訳は、投資有価証券売却益36億78百万円であります。

特別損失は10億74百万円となりました。主な内訳は、長期前払費用除却損7億60百万円、のれん償却額2億41百万円であります。

この結果、税金等調整前当期純利益は153億59百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は110億31百万円となりました。

(2) 財政状態

資産、負債及び純資産の状況

当連結会計年度末の資産につきましては、前連結会計年度末に比べ212億93百万円増加し、1,611億28百万円となりました。これは投資有価証券の減少49億1百万円、長期貸付金の減少17億57百万円があった一方で、現金及び預金の増加141億46百万円、有形固定資産の増加46億78百万円、受取手形及び売掛金の増加32億75百万円があったことなどによるものであります。

負債につきましては、前連結会計年度末に比べ131億84百万円増加し、785億30百万円となりました。これは電子記録債務の減少19億72百万円があった一方で、短期借入金の増加119億70百万円、預り金の増加14億51百万円、未払法人税等の増加12億88百万円、長期借入金の増加12億15百万円があったことなどによるものであります。

純資産につきましては、前連結会計年度末に比べ81億9百万円増加し、825億97百万円となりました。これはその他有価証券評価差額金の減少15億39百万円があった一方で、利益剰余金の増加93億83百万円があったことなどによるものであります。

資金需要

当社グループはジェネリック医薬品の需要増に対応する安定供給体制の維持に向け生産能力を増強いたします。なお、財務体質の健全性を保ちつつ今後も事業投資に意欲的に取り組んでまいります。

資金調達

当社グループは、運転資金及び設備投資資金の必要資金を営業キャッシュ・フローによる自己資金、金融機関からの借入金及び資本市場からの資金調達などにより確保しております。

(3) キャッシュ・フロー

キャッシュ・フローの状況の分析につきましては、「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において当社グループでは、生産能力のアップ、内製化によるコストダウンを実現するため、98億80百万円の設備投資を実施いたしました。

所要資金については当社の自己資金及び借入金を充当いたしました。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成28年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)	
		建物及び構 築物	機械装置及 び運搬具	土地 (面積㎡)	リース資産	その他		合計
本社 (富山県富山市)	管理設備	719	1	897 (1,740)	129	116	1,864	129 (65)
京都事務所 (京都市伏見区)	営業設備	60	-	74 (310)	-	0	135	15 (1)
富山第一工場及び 開発品質管理センター (富山県滑川市)	製造設備及 び開発品質 管理設備	9,855	5,729	1,359 (61,950)	1,438	1,224	19,607	275 (180)
富山第二工場 (富山県滑川市)	製造設備	587	218	102 (6,599)	35	4	948	9 (6)
愛知工場 (愛知県春日井市)	製造設備	1,976	1,380	1,190 (19,079)	97	151	4,796	83 (51)
山形工場 (山形県天童市)	製造設備	1,359	474	99 (6,493)	2	94	2,029	30 (15)
埼玉工場 (さいたま市西区)	製造設備	652	220	394 (7,410)	66	56	1,389	74 (38)
物流センター (富山県滑川市)	物流設備	150	9	102 (6,599)	18	6	287	17 (13)

(2) 国内子会社

平成28年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)	
		建物及び構 築物	機械装置及 び運搬具	土地 (面積㎡)	リース資産	その他		合計
ヤクハン製薬㈱ (北海道北広島市)	製造設備及 び管理設備	1,030	96	207 (23,117)	13	34	1,381	31 (29)
日医工ファーマテック㈱ 静岡工場 (静岡県富士市)	製造設備及 び管理設備	1,137	1,760	1,657 (101,875)	129	724	5,408	186 (134)

(注) 1. 当社グループの事業は医薬品事業の単一セグメントであるため、セグメント名称欄は省略しております。

2. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品及び建設仮勘定であります。

3. 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は()内に外数で記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末現在における当社グループの主要な設備の新設、除却等の計画は以下のとおりとなっております。

(1) 重要な設備の新設等

新設

会社名 事業所名	所在地	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
			総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
当社 富山第一工場	富山県 滑川市	製造設備等	2,780	-	自己資金及び リース	平成28年4月	平成28年9月	生産能力 15%増加
当社 富山第一工場	富山県 滑川市	製造設備等	12,590	-	自己資金及び リース	平成28年4月	平成30年4月	生産能力 30%増加
日医工ファーマテック(株) 静岡工場	静岡県 富士市	製造設備等	3,620	-	自己資金及び リース	平成28年4月	平成29年7月	生産能力 40%増加

(注) 当社グループの事業は医薬品事業の単一セグメントであるため、セグメント名称欄は省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	93,500,000
計	93,500,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成28年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成28年6月17日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	60,662,652	60,662,652	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は 100株であり ます。
計	60,662,652	60,662,652	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成28年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

平成24年6月22日取締役会決議によるもの

会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく長期インセンティブとしての株式報酬型ストック・オプションであります。

2012年度新株予約権（長期株式報酬型）

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	2,426(注)1	2,426(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24,260(注)2	24,260(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成24年7月19日から 平成54年7月18日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,582(注)4 資本組入額 791	同左
新株予約権の行使の条件	1.新株予約権者は、当社の取締役、委任型執行役員、委任型理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとします。 2.新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者または一親等の親族の1名(以下「相続承継人」といいます。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は新株予約権を行使することができるものとします。 3.その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとします。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

- (注) 1. 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数(以下「付与株式数」といいます。)は10株とします。
2. 新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」といいます。)後、当社が普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率
- また、割当日後に当社が合併または会社分割を行う場合、株式無償割当を行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとします。
3. 新株予約権の行使により交付される株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。
4. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、割当日における新株予約権の公正価額(1 株当たり1,581円)と新株予約権の行使時の払込額(1 株当たり 1 円)を合算しております。
5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」といいます。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」といいます。)の新株予約権をそれぞれ交付することができるものとします。ただし、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において別段の定めがなされる場合はこの限りではありません。

平成25年5月14日取締役会決議によるもの
会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく中期インセンティブとしての株式報酬型ストック・オプションであります。

第1回中期新株予約権（株式報酬型）

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	2,033(注)1	2,033(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20,330(注)2	20,330(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成28年7月1日から 平成28年9月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,142(注)4 資本組入額 1,071	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 第6次中期経営計画の最終年度にあたる平成28年3月期において、売上高、営業利益、経常利益、当期純利益の4項目について2項目以上公表値(当初計画値と修正値のいずれか)を上回った場合に、平成28年7月1日から平成28年9月30日の行使期間内で権利行使できるものとします。</p> <p>2. 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者または一親等の親族の1名(以下「相続承継人」といいます。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は新株予約権を行使することができるものとします。</p> <p>3. その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとします。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

- (注) 1. 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数(以下「付与株式数」といいます。)は10株とします。
2. 新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」といいます。)後、当社が普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率
- また、割当日後に当社が合併または会社分割を行う場合、株式無償割当を行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとします。
3. 新株予約権の行使により交付される株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。
4. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、割当日における新株予約権の公正価額(1 株当たり2,141円)と新株予約権の行使時の払込額(1 株当たり 1 円)を合算しております。
5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」といいます。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」といいます。)の新株予約権をそれぞれ交付することができるものとします。ただし、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において別段の定めがなされる場合はこの限りではありません。

平成25年6月21日取締役会決議によるもの
会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく長期インセンティブとしての株式報酬型ストック・オプションであります。

2013年度新株予約権（長期株式報酬型）

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,116(注)1	1,116(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	11,160(注)2	11,160(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成25年7月19日から 平成55年7月18日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,148(注)4 資本組入額 1,074	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 新株予約権者は、当社の取締役、委任型執行役員、委任型理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとします。</p> <p>2. 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者または一親等の親族の1名(以下「相続承継人」といいます。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は新株予約権を行使することができるものとします。</p> <p>3. その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとします。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

- (注) 1. 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数(以下「付与株式数」といいます。)は10株とします。
2. 新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」といいます。)後、当社が普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率
- また、割当日後に当社が合併または会社分割を行う場合、株式無償割当を行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとします。
3. 新株予約権の行使により交付される株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。
4. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、割当日における新株予約権の公正価額(1株当たり2,147円)と新株予約権の行使時の払込額(1株当たり1円)を合算しております。
5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」といいます。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」といいます。)の新株予約権をそれぞれ交付することができるものとします。ただし、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において別段の定めがなされる場合はこの限りではありません。

平成25年9月9日取締役会決議によるもの

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくストック・オプションであります。

第4回新株予約権

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	343(注)1	342(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	34,300(注)2	34,200(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,783(注)3,5	同左
新株予約権の行使期間	平成27年9月30日から 平成30年9月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,206(注)4,5 資本組入額 1,103	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要します。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではありません。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。</p> <p>2. 新株予約権の相続はこれを認めません。</p> <p>3. 新株予約権者が当社の懲戒規程に該当した場合及びこれに相当する行為を行ったと当社が判断した場合で、対象者に新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められる場合には行使することができません。</p> <p>4. 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合には行使することができません。</p> <p>5. その他権利行使の条件は、平成25年6月21日開催の当社第49期定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、これを認めないものとします。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6	同左

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「付与株式数」といいます。)は100株とします。
2. 新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」といいます。)後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」といいます。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができるものとします。
3. 新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの払込金額を1,783円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。
4. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、割当日における新株予約権の公正価額(1株当たり423円)と新株予約権の行使時の払込額(1株当たり1,783円)を合算しております。
5. 平成25年11月27日開催の取締役会決議に基づく「コミットメント型ライツ・オフリング(上場型新株予約権の無償割当て)」を実施したことにより、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
6. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。
- ・合併(当社が消滅する場合に限ります。)…合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
 - ・吸収分割…吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
 - ・新設分割…新設分割により設立する株式会社
 - ・株式交換…株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - ・株式移転…株式移転により設立する株式会社

平成26年6月20日取締役会決議によるもの
会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく長期インセンティブとしての株式報酬型ストック・オプションであります。

2014年度新株予約権（長期株式報酬型）

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	2,457(注)1	2,457(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24,570(注)2	24,570(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成26年7月16日から 平成56年7月15日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,327(注)4 資本組入額 664	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 新株予約権者は、当社の取締役、委任型執行役員、委任型理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとします。</p> <p>2. 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者または一親等の親族の1名(以下「相続承継人」といいます。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は新株予約権を行使することができるものとします。</p> <p>3. その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとします。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

- (注) 1. 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数(以下「付与株式数」といいます。)は10株とします。
2. 新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」といいます。)後、当社が普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率
- また、割当日後に当社が合併または会社分割を行う場合、株式無償割当を行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとします。
3. 新株予約権の行使により交付される株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。
4. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、割当日における新株予約権の公正価額(1 株当たり1,326円)と新株予約権の行使時の払込額(1 株当たり 1 円)を合算しております。
5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」といいます。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」といいます。)の新株予約権をそれぞれ交付することができるものとします。ただし、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において別段の定めがなされる場合はこの限りではありません。

平成26年10月14日取締役会決議によるもの

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくストック・オプションであります。

第6回新株予約権

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	500(注)1	500(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50,000(注)2	50,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,766(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成28年11月6日から 平成31年9月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,062(注)4 資本組入額 1,031	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要します。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではありません。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。</p> <p>2. 新株予約権の相続はこれを認めません。</p> <p>3. 新株予約権者が当社の懲戒規程に該当した場合及びこれに相当する行為を行ったと当社が判断した場合で、対象者に新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められる場合には行使することができません。</p> <p>4. 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合には行使することができません。</p> <p>5. その他権利行使の条件は、平成26年6月20日開催の当社第50期定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、これを認めないものとします。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「付与株式数」といいます。)は100株とします。
2. 新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」といいます。)後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」といいます。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができるものとします。
3. 新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの払込金額を1,766円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。
4. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、割当日における新株予約権の公正価額(1株当たり296円)と新株予約権の行使時の払込額(1株当たり1,766円)を合算しております。
5. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。
- ・ 合併(当社が消滅する場合に限ります。)…合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
 - ・ 吸収分割…吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
 - ・ 新設分割…新設分割により設立する株式会社
 - ・ 株式交換…株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - ・ 株式移転…株式移転により設立する株式会社

平成27年5月12日取締役会決議によるもの
会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく中期インセンティブとしての株式報酬型ストック・オプションであります。

第2回中期新株予約権（株式報酬型）

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	2,377(注)1	2,377(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	23,770(注)2	23,770(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成28年7月1日から 平成28年9月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,852(注)4 資本組入額 1,426	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 第6次中期経営計画の最終年度にあたる2016年3月期において、売上高、営業利益、経常利益、当期純利益の4項目について2項目以上公表値(当初計画値と修正値のいずれか)を上回った場合に、平成28年7月1日から平成28年9月30日の行使期間内で権利行使できるものとします。</p> <p>2. 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者または一親等の親族の1名(以下「相続承継人」といいます。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は新株予約権を行使することができるものとします。</p> <p>3. その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとします。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

- (注) 1. 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数(以下「付与株式数」といいます。)は10株とします。
2. 新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」といいます。)後、当社が普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率
- また、割当日後に当社が合併または会社分割を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとします。
3. 新株予約権の行使により交付される株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。
4. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、割当日における新株予約権の公正価額(1 株当たり2,851円)と新株予約権の行使時の払込額(1 株当たり 1 円)を合算しております。
5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」といいます。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」といいます。)の新株予約権をそれぞれ交付することができるものとします。ただし、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において別段の定めがなされる場合はこの限りではありません。

平成27年6月19日取締役会決議によるもの
会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく長期インセンティブとしての株式報酬型ストック・オプションであります。

2015年度新株予約権（長期株式報酬型）

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	1,203(注)1	1,186(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,030(注)2	11,860(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成27年7月15日から 平成57年7月14日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,418(注)4 資本組入額 1,709	同左
新株予約権の行使の条件	1. 新株予約権者は、当社の取締役、委任型執行役員、委任型理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとします。 2. 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者または一親等の親族の1名(以下「相続承継人」といいます。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は新株予約権を行使することができるものとします。 3. その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとします。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとします。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

- (注) 1. 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数 (以下「付与株式数」といいます。) は10株とします。
2. 新株予約権を割り当てる日 (以下「割当日」といいます。) 後、当社が普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率
- また、割当日後に当社が合併または会社分割を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとします。
3. 新株予約権の行使により交付される株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。
4. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、割当日における新株予約権の公正価額 (1 株当たり3,417円) と新株予約権の行使時の払込額 (1 株当たり 1 円) を合算しております。
5. 当社が、合併 (当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転 (以上を総称して以下「組織再編行為」といいます。) を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社 (以下「再編対象会社」といいます。) の新株予約権をそれぞれ交付することができるものとします。ただし、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において別段の定めがなされる場合はこの限りではありません。

平成27年9月14日取締役会決議によるもの

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくストック・オプションであります。

第7回新株予約権

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	500(注)1	500(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	50,000(注)2	50,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,045(注)3	同左
新株予約権の行使期間	平成29年10月14日から 平成32年9月30日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,638(注)4 資本組入額 1,819	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1. 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要します。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではありません。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。</p> <p>2. 新株予約権の相続はこれを認めません。</p> <p>3. 新株予約権者が当社の懲戒規程に該当した場合及びこれに相当する行為を行ったと当社が判断した場合で、対象者に新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められる場合には行使することができません。</p> <p>4. 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合には行使することができません。</p> <p>5. その他権利行使の条件は、平成27年6月19日開催の当社第51期定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、これを認めないものとします。	同左
代用払込みに関する事項	-	-

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左

- (注) 1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「付与株式数」といいます。)は100株とします。
2. 新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」といいます。)後、当社が普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。
- 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率
- また、割当日後に、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」といいます。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができるものとします。
3. 新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの払込金額を3,045円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。
4. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、割当日における新株予約権の公正価額(1株当たり593円)と新株予約権の行使時の払込額(1株当たり3,045円)を合算しております。
5. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。
- ・ 合併(当社が消滅する場合に限ります。)…合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
 - ・ 吸収分割…吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
 - ・ 新設分割…新設分割により設立する株式会社
 - ・ 株式交換…株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - ・ 株式移転…株式移転により設立する株式会社

平成28年5月10日取締役会決議によるもの
会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく短期インセンティブとしての株式報酬型ストック・オプションであります。

第3回短期新株予約権（株式報酬型）

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	-	1,916(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	-	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	-	19,160(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	-	1(注)3
新株予約権の行使期間	-	平成28年6月1日から 平成28年8月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	-	発行価格 2,449(注)4 資本組入額 1,225
新株予約権の行使の条件	-	1. 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者または一親等の親族の1名(以下「相続承継人」といいます。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は新株予約権を行使することができるものとします。 2. その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとします。
新株予約権の譲渡に関する事項	-	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	(注)5

- (注) 1. 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数 (以下「付与株式数」といいます。) は10株とします。
2. 新株予約権を割り当てる日 (以下「割当日」といいます。) 後、当社が普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率
- また、割当日後に当社が合併または会社分割を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとします。
3. 新株予約権の行使により交付される株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。
4. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、割当日における新株予約権の公正価額 (1 株当たり2,448円) と新株予約権の行使時の払込額 (1 株当たり 1 円) を合算しております。
5. 当社が、合併 (当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転 (以上を総称して以下「組織再編行為」といいます。) を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社 (以下「再編対象会社」といいます。) の新株予約権をそれぞれ交付することができるものとします。ただし、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において別段の定めがなされる場合はこの限りではありません。

平成28年5月10日取締役会決議によるもの
会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づく中期インセンティブとしての株式報酬型ストック・オプションであります。

第3回中期新株予約権（株式報酬型）

	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年5月31日)
新株予約権の数(個)	-	3,888(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	-	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	-	38,880(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	-	1(注)3
新株予約権の行使期間	-	平成28年7月1日から 平成28年9月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	-	発行価格 2,447(注)4 資本組入額 1,224
新株予約権の行使の条件	-	1. 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者または一親等の親族の1名(以下「相続承継人」といいます。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は新株予約権を行使することができるものとします。 2. その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとします。
新株予約権の譲渡に関する事項	-	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	(注)5

- (注) 1. 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数(以下「付与株式数」といいます。)は10株とします。
2. 新株予約権を割り当てる日(以下「割当日」といいます。)後、当社が普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。
- 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率
- また、割当日後に当社が合併または会社分割を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとします。
3. 新株予約権の行使により交付される株式 1 株当たりの払込金額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。
4. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、割当日における新株予約権の公正価額(1 株当たり2,446円)と新株予約権の行使時の払込額(1 株当たり 1 円)を合算しております。
5. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限り)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」といいます。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」といいます。)の新株予約権をそれぞれ交付することができるものとします。ただし、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において別段の定めがなされる場合はこの限りではありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成23年2月15日 (注)1	7,000,000	39,729,417	7,251	12,521	7,251	11,057
平成23年3月14日 (注)2	1,000,000	40,729,417	1,035	13,557	1,035	12,093
平成26年1月14日～ 平成26年1月30日 (注)3	19,933,235	60,662,652	6,418	19,976	6,418	18,511

(注)1. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 2,161円
払込金額 2,071.88円
資本組入額 1,035.94円
払込金総額 14,503百万円

2. 有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)

発行価格 2,161円
払込金額 2,071.88円
資本組入額 1,035.94円
割当先 野村證券株式会社

3. 平成25年11月27日開催の取締役会決議に基づきコミットメント型ライツ・オフリング(上場型新株予約権の無償割当て)を行い、行使期間(平成26年1月14日から平成26年1月30日)における当該新株予約権の行使に基づき発行済株式総数が19,933,235株、資本金及び資本準備金がそれぞれ6,418百万円増加しております。

(6) 【所有者別状況】

平成28年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	41	71	214	188	26	28,500	29,040	-
所有株式数(単元)	-	129,987	13,631	148,902	112,283	168	200,697	605,668	95,852
所有株式数の割合(%)	-	21.46	2.25	24.58	18.54	0.03	33.14	100.00	-

(注)1. 自己株式は846,504株であり、「個人その他」(8,465単元)及び「単元未満株式の状況」(4株)欄に含まれております。なお、信託型従業員持株インセンティブ・プランの導入に伴い設定された従業員持株会専用信託が所有する株式33,700株は、「金融機関」に337単元含めて記載しております。

2. 上記「その他の法人」の中には、証券保管振替機構名義の株式が、30単元含まれております。

(7)【大株主の状況】

平成28年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
株式会社TAMURA	富山県富山市八尾町深谷京ヶ峰10	4,522	7.46
株式会社北陸銀行	富山県富山市堤町通り1丁目2-26	2,891	4.77
サノフィ株式会社	東京都新宿区西新宿3丁目20-2号	2,846	4.69
株式会社拓	富山県富山市八尾町深谷京ヶ峰10	2,122	3.50
田村 友一	富山県富山市	1,786	2.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,436	2.37
ニプロ株式会社	大阪府大阪市北区本庄西3丁目9-3	1,321	2.18
GOLDMAN, SACHS & CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	200 WEST STREET NEW YORK, NY, USA (東京都港区六本木6丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー)	1,319	2.18
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,151	1.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,092	1.80
計	-	20,491	33.78

(注)1. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,436千株
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,151千株
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,092千株

2. 株式会社拓は株式会社TAMURAの完全子会社であります。

3. 平成27年8月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書(No.8)において、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社及びその共同保有者である他2社が平成27年7月31日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の変更報告書(No.8)の内容は以下のとおりであります。

平成27年7月31日

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内1-8-3	2,212	3.65
シュローダー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・リミテッド	英国EC2V 7QA ロンドン、グレスラム・ストリート31	505	0.83
シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	英国EC2V 7QA ロンドン、グレスラム・ストリート31	173	0.29
計		2,891	4.77

4.平成27年11月6日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書(No.6)において、オービメッド・キャピタル・エルエルシー及びその共同保有者である他1社が平成27年10月30日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の変更報告書(No.6)の内容は以下のとおりであります。

平成27年10月30日

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
オービメッド・キャピタル・エルエルシー	アメリカ合衆国 10022 ニュー ヨーク州ニューヨーク市レキシントン通り601 54階	1,290	2.13
オービメッド・アドバイザーズ・エルエルシー	アメリカ合衆国 10022 ニュー ヨーク州ニューヨーク市レキシントン通り601 54階	1,168	1.93
計		2,459	4.05

(8)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成28年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 846,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 59,720,300	597,203	-
単元未満株式	普通株式 95,852	-	1単元(100株) 未満の株式
発行済株式総数	60,662,652	-	-
総株主の議決権	-	597,203	-

(注)1.「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が3,000株(議決権30個)含まれております。

2.従持信託が所有する当社株式33,700株(議決権の数337個)につきましては、完全議決権株式(その他)に含めて表示しております。

3.「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式が4株含まれております。

【自己株式等】

平成28年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日医工株式会社	富山県富山市総曲輪 一丁目6番21	846,500	-	846,500	1.40
計	-	846,500	-	846,500	1.40

(注)当事業年度末現在の自己名義所有株式数は846,504株であります。また、この他に連結財務諸表及び財務諸表において、自己株式として処理している従持信託が所有する当社株式が33,700株あります。

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社はストック・オプション制度を導入しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

平成24年2月28日定時株主総会決議に基づくもの

会社法第236条、第238条、第240条及び第361条第1項の規定に基づき、当社取締役（社外取締役を除く）、委任型執行役員、委任型理事に対し株式報酬型ストック・オプションとして発行する新株予約権の内容について、平成24年2月28日開催の第47期定時株主総会において決議されたものであります。

短期インセンティブ（ストック・オプション）として発行する新株予約権の内容

決議年月日	平成24年2月28日定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	付与対象者は当社の取締役（社外取締役を除く）、委任型執行役員及び委任型理事であります。人数については、当社取締役会において決定するものとします。
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	当社普通株式40,000株を1年間の上限とします。（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1円（注）2
新株予約権の行使期間	新株予約権の割当日の翌日から3ヶ月以内で、当社取締役会が定める期間とします。ただし、権利行使の期間の最終日が当社の休日に当たる場合は、その前営業日とします。
新株予約権の行使の条件	該当事項はありません。
新株予約権の譲渡に関する事項	相続による場合を除き原則として認められません。
代用払込みに関する事項	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

中期インセンティブ（ストック・オプション）として発行する新株予約権の内容

決議年月日	平成24年2月28日定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	付与対象者は当社の取締役（社外取締役を除く）、委任型執行役員及び委任型理事であります。人数については、当社取締役会において決定するものとします。
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	当社普通株式80,000株を1年間の上限とします。（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1円（注）2
新株予約権の行使期間	中期経営計画最終年度終了から6ヶ月以内（最長5年6ヶ月以内）で、当社取締役会が定める期間とします。ただし、権利行使の期間の最終日が当社の休日に当たる場合は、その前営業日とします。
新株予約権の行使の条件	中期経営計画の達成を権利行使の条件とします。その他の権利行使の条件については、当社取締役会において決定するものとします。
新株予約権の譲渡に関する事項	相続による場合を除き原則として認められません。
代用払込みに関する事項	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

長期インセンティブ（ストック・オプション）として発行する新株予約権の内容

決議年月日	平成24年2月28日定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	付与対象者は当社の取締役（社外取締役を除く）、委任型執行役員及び委任型理事であります。人数については、当社取締役会において決定するものとします。
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	当社普通株式70,000株を1年間の上限とします。（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1円（注）2
新株予約権の行使期間	新株予約権の割当日の翌日から30年以内で、当社取締役会が定める期間とします。ただし、権利行使の期間の最終日が当社の休日に当たる場合は、その前営業日とします。
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役、委任型執行役員、委任型理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとします。その他の権利行使の条件については、当社取締役会において決定するものとします。
新株予約権の譲渡に関する事項	相続による場合を除き原則として認められません。
代用払込みに関する事項	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

（注）1．新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」といいます。）は、10株とします。

2．各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

3．当社が合併、会社分割、株式無償割当、株式分割又は株式併合等を行うことにより付与株式数を変更をすることが適切な場合、当社は必要と認められる調整等を行うことがあります。

（ア）平成24年6月22日取締役会決議による付与の状況

会社法第236条、第238条、第240条の規定に基づく長期インセンティブとしての株式報酬型ストック・オプションであります。

2012年度新株予約権（長期株式報酬型）

決議年月日	平成24年6月22日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役（社外取締役を除く） 6名 当社の委任型執行役員、委任型理事 8名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	27,170株
新株予約権の行使時の払込金額	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。

(イ) 平成25年5月14日取締役会決議による付与の状況

会社法第236条、第238条、第240条の規定に基づく中期インセンティブとしての株式報酬型ストック・オプションであります。

第1回中期新株予約権(株式報酬型)

決議年月日	平成25年5月14日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役(社外取締役を除く) 6名 当社の委任型執行役員、委任型理事 8名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	20,330株
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(ウ) 平成25年6月21日取締役会決議による付与の状況

会社法第236条、第238条、第240条の規定に基づく長期インセンティブとしての株式報酬型ストック・オプションであります

2013年度新株予約権(長期株式報酬型)

決議年月日	平成25年6月21日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役(社外取締役を除く) 6名 当社の委任型執行役員、委任型理事 7名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	11,220株
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(エ) 平成26年 6月20日取締役会決議による付与の状況

会社法第236条、第238条、第240条の規定に基づく長期インセンティブとしての株式報酬型ストック・オプションであります。

2014年度新株予約権（長期株式報酬型）

決議年月日	平成26年 6月20日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役（社外取締役を除く） 7名 当社の委任型執行役員、委任型理事 8名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	24,570株
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(オ) 平成27年 5月12日取締役会決議による付与の状況

会社法第236条、第238条、第240条の規定に基づく中期インセンティブとしての株式報酬型ストック・オプションであります。

第2回中期新株予約権（株式報酬型）

決議年月日	平成27年 5月12日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役（社外取締役を除く） 7名 当社の委任型執行役員、委任型理事 9名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	23,770株
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(カ)平成27年6月19日取締役会決議による付与の状況

会社法第236条、第238条、第240条の規定に基づく長期インセンティブとしての株式報酬型ストック・オプションであります。

2015年度新株予約権（長期株式報酬型）

決議年月日	平成27年6月19日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役（社外取締役を除く） 7名 当社の委任型執行役員、委任型理事 10名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	12,030株
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(キ)平成28年5月10日取締役会決議による付与の状況

会社法第236条、第238条、第240条の規定に基づく短期及び中期インセンティブとしての株式報酬型ストック・オプションであります。

第3回短期新株予約権(株式報酬型)

決議年月日	平成28年5月10日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役(社外取締役を除く) 7名 当社の委任型執行役員、委任型理事 9名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	19,160株
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

第3回中期新株予約権(株式報酬型)

決議年月日	平成28年5月10日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役(社外取締役を除く) 7名 当社の委任型執行役員、委任型理事 9名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	38,880株
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

平成25年9月9日取締役会決議に基づくもの

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくストック・オプションであります。

第4回新株予約権

決議年月日	平成25年9月9日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の執行役員 7名 当社の従業員 280名 当社子会社の取締役 2名 当社子会社の従業員 19名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	42,000株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「付与株式数」といいます。)は100株とします。

なお、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」といいます。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができるものとします。

平成26年10月14日取締役会決議に基づくもの

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくストック・オプションであります。

第6回新株予約権

決議年月日	平成26年10月14日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の執行役員及び理事 10名 当社の従業員 42名 当社子会社の取締役 3名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	50,000株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「付与株式数」といいます。)は100株とします。

なお、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」といいます。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができるものとします。

平成27年9月14日取締役会決議に基づくもの

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づくストック・オプションであります。

第7回新株予約権

決議年月日	平成27年9月14日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の執行役員及び理事 17名 当社の従業員 52名 当社子会社の取締役及び従業員 10名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	50,000株(注)
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 新株予約権1個当たりの目的となる株式数(以下「付与株式数」といいます。)は100株とします。

なお、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」といいます。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができるものとします。

平成28年6月17日定時株主総会決議に基づくもの

・会社法第236条、第238条、第240条及び第361条第1項の規定に基づき、当社取締役（社外取締役を除く）、委任型執行役員、委任型理事に対し株式報酬型ストック・オプションとして発行する新株予約権の内容について、平成28年6月17日開催の第52期定時株主総会において決議されたものであります。

短期インセンティブ（ストック・オプション）として発行する新株予約権の内容

決議年月日	平成28年6月17日定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	付与対象者は当社の取締役（社外取締役を除く）、委任型執行役員及び委任型理事であります。人数については、当社取締役会において決定するものとします。
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	当社普通株式120,000株を1年間の上限とします。（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1円（注）2
新株予約権の行使期間	新株予約権の割当日の翌日から3ヶ月以内で、当社取締役会が定める期間とします。ただし、権利行使の期間の最終日が当社の休日に当たる場合は、その前営業日とします。
新株予約権の行使の条件	該当事項はありません。
新株予約権の譲渡に関する事項	相続による場合を除き原則として認められません。
代用払込みに関する事項	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

長期インセンティブ（ストック・オプション）として発行する新株予約権の内容

決議年月日	平成28年6月17日定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	付与対象者は当社の取締役（社外取締役を除く）、委任型執行役員及び委任型理事であります。人数については、当社取締役会において決定するものとします。
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	当社普通株式70,000株を1年間の上限とします。（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1円（注）2
新株予約権の行使期間	新株予約権の割当日の翌日から30年以内で、当社取締役会が定める期間とします。ただし、権利行使の期間の最終日が当社の休日に当たる場合は、その前営業日とします。
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社の取締役、委任型執行役員、委任型理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとします。その他の権利行使の条件については、当社取締役会において決定するものとします。
新株予約権の譲渡に関する事項	相続による場合を除き原則として認められません。
代用払込みに関する事項	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

（注）1．新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」といいます。）は、10株とします。

2．各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

3．当社が合併、会社分割、株式無償割当、株式分割又は株式併合等を行うことにより付与株式数を変更することが適切な場合、当社は必要と認められる調整等を行うことがあります。

(ア) 平成28年6月17日取締役会決議による募集の状況

会社法第236条、第238条、第240条の規定に基づく長期インセンティブとしての株式報酬型ストック・オプションであります。

2016年度新株予約権（長期株式報酬型）

決議年月日	平成28年6月17日取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社の取締役（社外取締役を除く） 7名 当社の委任型執行役員、委任型理事 13名
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	20,700株（注）1
新株予約権の行使時の払込金額	1円（注）2
新株予約権の行使期間	平成28年7月13日～平成58年7月12日
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役、委任型執行役員、委任型理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとします。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者または一親等の親族の1名（以下「相続承継人」といいます。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は新株予約権を行使することができるものとします。</p> <p>その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとします。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」といいます。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」といいます。）の新株予約権をそれぞれ交付することができるものとします。ただし、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において別段の定めがなされる場合はこの限りではありません。

（注）1．新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」といいます。）は10株とします。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」といいます。）後、当社が普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

また、割当日後に当社が合併または会社分割を行う場合、株式無償割当を行う場合、その他これらに準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数は適切に調整されるものとします。

2．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

．会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして発行する新株予約権の内容について、平成28年6月17日開催の第52期定時株主総会において決議されたものであります。

決議年月日	平成28年6月17日定時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	付与対象者は当社執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員であります。人数については、当社取締役会において決定するものとします。
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
株式の数	当社普通株式100,000株を上限とします。(注)1
新株予約権の行使時の払込金額	金銭の払込みを要しないものとします。
新株予約権の行使期間	新株予約権の割当決議日の翌日から2年を経過した日より平成33年9月30日までとします。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要します。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではありません。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。</p> <p>新株予約権の相続はこれを認めません。</p> <p>新株予約権者が当社の懲戒規程に該当した場合及びこれに相当する行為を行ったと当社が判断した場合で、対象者に新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められる場合には行使することができません。</p> <p>新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合には行使することができません。</p> <p>その他権利行使の条件は、平成28年6月17日開催の当社第52期定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、これを認めないものとします。
代用払込みに関する事項	-
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注) 1. 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数(以下「付与株式数」といいます。)は、100株とします。

なお、新株予約権を割り当てる日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整により生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転(以下総称して「合併等」といいます。)を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができるものとします。

2. 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。

- ・ 合併(当社が消滅する場合に限ります。)...合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
- ・ 吸収分割...吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
- ・ 新設分割...新設分割により設立する株式会社
- ・ 株式交換...株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- ・ 株式移転...株式移転により設立する株式会社

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

従業員株式所有制度の概要

当社は、当社グループ従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」(以下、「本プラン」といいます。)を平成23年7月より導入しております。

本プランでは、当社が信託銀行に「日医工従業員持株会専用信託」(以下、「従持信託」といいます。)を設定し、従持信託は、設定後5年間にわたり「日医工従業員持株会」(以下、「持株会」といいます。)が取得する規模の当社株式を予め取得し、その後、信託終了まで毎月持株会へ売却します。なお、従持信託は当社株式を取得するための資金確保のため、当社保証による銀行借入を行っております。

信託終了時点において、持株会への当社株式の売却を通じて従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当社株式売却益相当額が信託残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積した場合には、当該株式売却損相当の借入金残債について、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約に基づき当社が弁済することになります。

従業員等持株会に取得させる予定の株式の総数

389,100株

当該従業員株式所有制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

受益者適格要件を満たす者(受益権確定事由の発生後一定の手続きを経て存在するに至ります。)

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号による普通株式の取得及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会(平成28年4月4日)での決議状況 (取得期間 平成28年4月5日~平成28年4月5日)	2,846,800	7,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	-	-
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	2,846,800	7,000
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

(注) 平成28年4月4日開催の取締役会の決議に基づく自己株式の取得は、平成28年4月5日をもちまして終了しております。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	529	1
当期間における取得自己株式	146	0

(注) 1. 当事業年度における取得自己株式の内訳及び当期間における取得自己株式の内訳は、単元未満株式の買取であります。

2. 当期間における取得自己株式には、平成28年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式数は含めておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)	株式数(株)	処分価額の総額(百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (新株予約権の権利行使)	19,460	30	270	0
その他 (単元未満株式の買増請求)	134	0	-	-
保有自己株式数	846,504	-	3,693,180	-

(注) 当期間における単元未満株式の買増請求に基づく処分自己株式数及び保有自己株式数には、平成28年6月1日から有価証券報告書提出日までの株式数は含めておりません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する適切な利益還元を継続することを重要政策のひとつとして位置づけており、業績に対応した配当を基本としつつ、あわせて配当性向、企業体質の一層の強化と今後の事業展開に備えるための内部留保の充実などを勘案して決定する方針を採っております。

当社は、第2四半期末配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、第2四半期末配当については取締役会であります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

今期に関しましては、第2四半期末で1株当たり13.30円、期末は1株当たり13.30円に第6次中期経営計画最終年度の収益目標を達成したことを踏まえ3.40円加えまして16.70円とし、合計年30.00円としております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成27年11月4日 取締役会決議	795(注)1	13.30
平成28年6月17日 定時株主総会決議	998(注)2	16.70

(注)1. 配当金の総額は、従持信託が保有する当社株式69,400株に対する配当金0百万円を含めて記載しております。

2. 配当金の総額は、従持信託が保有する当社株式33,700株に対する配当金0百万円を含めて記載しております。

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第47期	第48期	第49期	第50期	第51期	第52期
決算年月	平成23年11月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
最高(円)	*2,975 2,978	1,911	2,215	2,550	2,912	4,720
最低(円)	*1,541 1,551	1,681	1,404	1,421	1,403	2,421

(注)1. 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。なお、第47期の最高・最低株価のうち、*印は、大阪証券取引所市場第一部における最高・最低株価を示しております。

2. 当社は、平成22年12月1日より東京証券取引所市場第一部へ上場しております。なお、名古屋証券取引所市場第一部及び大阪証券取引所市場第一部について、平成23年10月14日付で上場廃止申請を行い、名古屋証券取引所市場第一部においては同年12月1日付で、大阪証券取引所市場第一部においては同年12月18日付で、上場廃止となっております。

3. 第48期は、決算期変更により平成23年12月1日から平成24年3月31日までの4ヶ月間となっております。

(2)【最近6ヶ月間の月別最高・最低株価】

月別	平成27年10月	平成27年11月	平成27年12月	平成28年1月	平成28年2月	平成28年3月
最高(円)	3,410	3,450	3,240	2,911	2,928	2,896
最低(円)	2,975	3,020	2,750	2,421	2,442	2,584

(注). 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5【役員の状況】

男性13名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長		田村 友一	昭和37年7月2日生	平成元年4月 当社入社 平成2年2月 取締役経営企画室長 平成4年2月 取締役営業本部担当兼経営企画室長兼東京管理部長 平成6年2月 代表取締役専務営業本部担当兼経営企画室担当 平成12年2月 代表取締役社長(現任)	(注)3	1,793
代表取締役	専務執行役員 営業本部統括担当	金剛寺 敏則	昭和26年11月7日生	昭和46年5月 当社入社 平成10年1月 財務部長 平成13年12月 執行役員財務部長 平成16年2月 取締役財務担当兼財務部長 平成18年12月 取締役財務部担当 平成19年6月 取締役経営管理部門長 平成20年12月 常務取締役グループ管理担当 平成21年10月 常務取締役営業本部担当 平成21年12月 常務取締役営業本部長 平成22年6月 専務取締役営業本部長 平成23年2月 取締役専務執行役員営業本部長 平成26年6月 代表取締役専務執行役員営業本部統括担当兼営業本部長 平成28年5月 代表取締役専務執行役員営業本部統括担当(現任)	(注)3	31
代表取締役	専務執行役員 安定供給管理責任者(信頼性保証本部・生産本部統括担当)	浦山 秀好	昭和25年6月12日生	昭和48年7月 当社入社 平成11年12月 購買部長 平成14年7月 執行役員滑川工場長 平成18年2月 取締役生産担当兼生産部門長兼生産統括企画室長 平成18年12月 取締役生産部門担当兼生産統括企画室担当 平成19年6月 取締役生産部門長 平成20年5月 取締役生産部門長兼ティコメディックス(株)担当 平成20年12月 取締役グループ生産担当 平成21年12月 常務取締役生産本部長 平成22年6月 専務取締役生産本部長 平成23年2月 取締役常務執行役員生産本部長 平成23年6月 取締役専務執行役員生産本部長 平成23年12月 取締役専務執行役員生産本部担当兼滑川事業所担当 平成24年10月 取締役専務執行役員生産戦略担当 平成25年2月 取締役専務執行役員超品質担当兼生産戦略担当 平成25年4月 取締役専務執行役員「超品質」担当 平成26年1月 取締役専務執行役員信頼性保証本部長兼日医工富士工場設立準備室担当 平成26年3月 取締役専務執行役員超品質担当兼信頼性保証本部・生産本部統括担当 平成26年4月 取締役専務執行役員安定供給管理責任者(信頼性保証本部・生産本部統括担当) 平成26年6月 代表取締役専務執行役員安定供給管理責任者(信頼性保証本部・生産本部統括担当)(現任)	(注)3	20

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	専務執行役員 社長室担当 兼内部監査担当	赤根 賢治	昭和28年8月5日生	昭和51年4月 ㈱北陸銀行入行 平成17年6月 同行金融公金部長 平成18年9月 当社入社 平成18年9月 総務部部長 平成18年12月 執行役員総務部長 平成19年3月 執行役員財務部長兼総務部長 平成20年12月 執行役員管理本部長兼財務部長 平成21年2月 取締役管理本部長兼財務部長 平成21年12月 取締役管理本部長 平成23年2月 取締役常務執行役員管理本部長 平成23年12月 取締役専務執行役員経営全般担当 兼内部監査担当 平成25年4月 取締役専務執行役員社長室担当兼 内部監査担当(現任)	(注)3	23
取締役	常務執行役員 特命担当	河上 大山	昭和28年12月23日生	昭和52年3月 当社入社 平成13年12月 開発企画部長 平成15年12月 執行役員医薬開発部門長 平成20年6月 上席執行役員社長室長兼医薬開発 部門長 平成21年2月 取締役社長室長兼医薬開発本部長 平成21年5月 取締役医薬開発本部長兼社長室兼 国際企画部担当 平成21年12月 取締役流通安定推進本部長 平成22年6月 常務取締役流通安定推進本部長 平成22年12月 常務取締役社長室担当 平成23年2月 取締役常務執行役員社長室担当 平成25年4月 取締役常務執行役員経営企画室担 当 平成26年3月 取締役常務執行役員経営企画本 部長 平成27年4月 取締役常務執行役員購買部担当兼 特命担当 平成27年10月 取締役常務執行役員調達本部長兼 特命担当 平成28年4月 取締役常務執行役員特命担当(現 任)	(注)3	11
取締役	常務執行役員 調達本部長	吉川 隆弘	昭和27年3月8日生	昭和50年4月 住友商事㈱入社 平成17年4月 同社理事 ライフサイエンス本 部長 平成22年10月 当社入社 平成22年10月 執行役員流通安定推進本部副 部長 平成22年12月 上席執行役員企画本部長 平成23年2月 常務執行役員企画本部長 平成23年12月 常務執行役員開発・企画本部長 平成25年6月 取締役常務執行役員開発・企画 本部長 平成28年4月 取締役常務執行役員調達本部長 (現任)	(注)3	14

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	常務執行役員 管理本部長	稲坂 登	昭和30年12月18日生	昭和53年3月 当社入社 平成13年12月 業務部長 平成17年12月 オリエンタル薬品工業株式会社 代表取締役(出向) 平成20年1月 執行役員業務部長 平成20年12月 執行役員営業本部副部長兼業務 部長 平成21年5月 上席執行役員購買部長 平成21年12月 上席執行役員財務部長 平成23年12月 常務執行役員管理本部長 平成26年6月 取締役常務執行役員管理本部長 (現任)	(注)3	15
取締役		高木 繁雄	昭和23年4月2日生	昭和46年4月 ㈱北陸銀行入行 平成10年6月 同行取締役 平成14年6月 同行代表取締役頭取 平成15年9月 ㈱ほくぎんフィナンシャルグルー プ(現㈱ほくほくフィナンシャル グループ)代表取締役社長 平成23年2月 当社取締役就任(現任) 平成25年6月 ㈱北陸銀行特別顧問就任(現任) 平成25年11月 富山商工会議所会頭就任(現任)	(注)3	9
取締役		酒井 秀紀	昭和37年9月19日生	平成4年4月 日本学術振興会特別研究員 平成4年8月 富山医科薬科大学助手 平成8年9月 文部省長期在外研究員 平成10年5月 富山医科薬科大学助教授 平成17年2月 富山医科薬科大学薬学部教授 平成18年4月 富山大学大学院医学薬学研究部教 授就任(現任) 平成25年10月 富山大学薬学部副学部長就任 (現任) 平成26年6月 当社取締役就任(現任)	(注)3	-
常勤監査役		杉 好人	昭和30年1月2日生	昭和54年11月 当社入社 平成21年5月 管理本部情報システム部長 平成25年4月 理事 管理本部情報システム部長 平成26年6月 常勤監査役就任(現任)	(注)4	9
監査役		今村 元	昭和30年11月19日生	昭和59年4月 富山県弁護士会登録(現任) 平成6年2月 当社監査役就任(現任) 平成10年1月 今村法律事務所設立 同事務所代表就任(現任)	(注)4	-
監査役		堀 仁志	昭和28年7月27日生	昭和57年8月 公認会計士登録(現任) 昭和60年9月 税理士登録(現任) 平成14年8月 堀税理士法人設立 同法人代表社員就任(現任) 平成17年2月 当社監査役就任(現任)	(注)5	4
監査役		佐藤 孝	昭和25年1月4日生	昭和50年10月 扶桑監査法人入所 昭和54年3月 公認会計士登録(現任) 平成9年8月 中央監査法人代表社員 平成19年8月 あずさ監査法人代表社員 平成24年6月 有限責任あずさ監査法人退所 平成24年7月 公認会計士佐藤孝事務所所長就任 (現任) 平成24年9月 税理士登録(現任) 平成26年6月 当社監査役就任(現任)	(注)4	-
計						1,934

- (注) 1. 取締役高木 繁雄及び酒井 秀紀は、社外取締役であります。
2. 監査役今村 元、堀 仁志及び佐藤 孝は、社外監査役であります。
3. 平成28年6月17日開催の定時株主総会選任後、1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 平成26年6月20日開催の定時株主総会選任後、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 平成27年6月19日開催の定時株主総会選任後、4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
6. 所有株式数には、日医工役員持株会における各自の持分を含めた実質所有株式数を記載しております。
- なお、提出日(平成28年6月17日)現在の持株会による取得株式数については確認ができないため、平成28年5月末現在の実質所有株式数を記載しております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制

(1) 企業統治の体制の概要

当社グループは、法令遵守を徹底し経営の透明性、企業倫理の意識を高めた確かな意思決定と迅速な業務執行を行っていくことが、企業統治の基本であり、その充実・強化が経営上の重要課題であると認識しています。

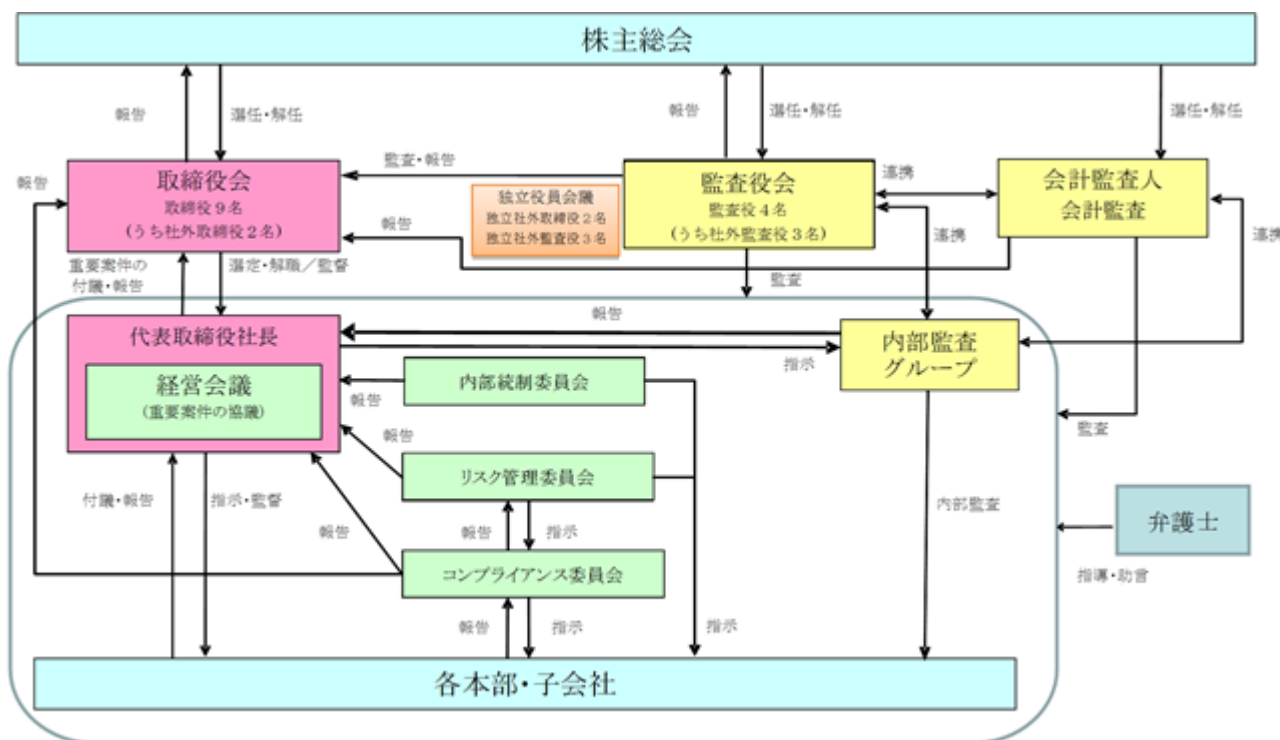
当社は、取締役会及び監査役会を企業統治の体制の根幹としております。

取締役会は、平成28年6月17日現在、社外取締役2名を含む9名の取締役で構成されており、経営戦略について十分に議論して意思決定を行う体制をとっております。取締役会は、時代の変化や要求に即応した経営を実行するため、月1回以上開催し、経営上の基本的な方針や戦略について審議・決定しております。取締役及び監査役に執行役員等を加えた「経営会議」を原則週1回開催し、重要課題の執行について報告・連絡・相談を求めるとともに、出席者全員の問題意識の共有化と課題遂行への連帯感の醸成を図ったうえで、経営として適切な判断・指示を迅速に下すことで、業務全般において透明性と健全性の向上を図り効率性と機動性を発揮するよう努めております。

監査役会は、平成28年6月17日現在、常勤監査役1名及び社外監査役3名で構成されており、監査役は取締役会やその他重要な会議に出席し当該業務執行の適法性、妥当性に関する意見表明をはじめとして、中立性を確保しつつ経営全般に対して適切に監査しております。

監査役会は、内部監査グループ及び会計監査人との相互連携を図るため、定期的に三者会合を開催し、情報交換を行い、内部統制部門に対して医薬品企業としての企業倫理、コンプライアンス、リスク管理及び内部統制の構築・整備・運用について必要な提言をしております。

平成28年6月17日現在の会社の機関の内容は、以下に示すとおりであります。



(2) 企業統治の体制を採用する理由

当社は、良質な経営の実現及び株主・投資者からの信頼確保の観点から、企業統治の体制のあり方は極めて重要であると考えています。

独立性の高い社外取締役による監督機能及び社外監査役による監査機能の充実が内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携と相俟って、内部統制部門に対して有用な提言を行える体制が企業統治の強化のうえで最適であると判断し、本体制を採用しております。

(3) 内部統制システムの整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制（以下「内部統制システム」という。）の整備を図っております。

(a) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備

コンプライアンス体制の基礎として、日医工グループ企業行動憲章、日医工グループ役員・社員行動基準及び日医工グループコンプライアンス規程を制定し、法令・定款を遵守した行動をとるための行動規範を定める。代表取締役社長は繰り返しその精神を伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。それを具現化するため、代表取締役社長を委員長、各本部長・取締役等を委員とする内部統制委員会を設置し、内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図ることとする。

コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当取締役が委員長を務め、日医工グループを横断的にコンプライアンス上の問題点の把握、分析、対策実施に努め、規則・ガイドライン等の策定及び研修を実施する。

各本部・子会社においてコンプライアンス上の問題を発見した場合は速やかにコンプライアンス委員会に報告することになっており、コンプライアンス委員会はあわせて内部通報制度規程による情報の確保にも努め、報告内容を調査し、再発防止策を各業務部門と協議の上、決定し全社的に再発防止策を実施させ、リスク管理委員会、代表取締役社長及び取締役会に報告する。

コンプライアンス担当取締役、監査役会、内部監査グループ、会計監査人は定期的に会合を持ち、情報の交換に努め、その結果をコンプライアンス委員会に報告する。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては毅然たる行動をとり、不当・不法な要求に対しては、警察や弁護士等の外部の専門機関と緊密に連携し、組織的に対応する。

(b) その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書取扱規定、文書管理規定及び機密文書管理規定に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電子的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書取扱規定、文書管理規定及び機密文書管理規定により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。必要に応じて、10年間は閲覧可能な状態を維持する。

情報セキュリティ基本方針及びその他情報セキュリティ関連規定に従い、電子情報の保護、管理、活用の水準向上及び円滑化を図る。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎として、日医工グループリスク管理規程を定め、代表取締役社長を委員長、各本部長・取締役等を委員とするリスク管理委員会を設置して、リスク管理基本方針に基づき、グループ事業の推進・拡大及び企業価値に影響を及ぼす可能性のあるリスクに対し、リスク管理体制やリスク管理の一連のプロセスの構築を通じて経営に重大な影響を及ぼすリスクを特定し、適切な対策を実施することにより、事業の継続的・安定的発展を確保する。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

企業目標を定め、この浸透を図るとともに、目標達成に向けて各部門が実施すべき具体的な目標及び権限分配を含めた効率的な達成方法を各業務担当取締役が決定し、事業活動を行う。ITを有効活用し、その結果を迅速にデータ化することで、取締役会が定期的にレビューし、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを整備する。

使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「(a) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備」に関する基本方針を準用する。

次に掲げる体制その他の当社及びその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

当社が設置した内部統制委員会は、当社グループの内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を整備する。当社取締役、執行役員、部長及び子会社の社長は、各部門の業務執行の適正を確保する内部体制の確立と運用の権限と責任を有する。当社の内部監査グループは、当社グループの内部監査を実施し、その結果を内部統制委員会及び各部門の責任者に報告し、内部統制委員会は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

金融商品取引法に基づき、当社グループの財務報告に係る信頼性を確保するため、必要かつ適切な内部統制システムを整備し、運用にあたる。

また、内部監査グループは内部統制の有効性を評価し、不備の評価結果に対しては是正に関する提言を行うとともに、是正結果を含めて取締役会に報告する。

イ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ・当社は、当社が定める関係会社管理規程に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、関係資料等の提出を求める。
- ・当社は、子会社がその営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社に報告するための子会社会議を開催する。

ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、当社グループのリスク管理について定める日医工グループリスク管理規程において子会社にリスク管理を行うことを求めるとともに、当社グループのリスクを網羅的・統括的に管理する。
- ・当社は、当社グループのリスク管理を担当する機関としてリスク管理委員会を運営し、当社グループのリスクマネジメント推進にかかわる課題・対応策を審議する。

ハ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社グループ中期経営計画を策定し、当該中期経営計画を具体化するため、毎事業年度ごとの当社グループの経営計画や予算等を定める。

ニ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、「日医工グループ企業行動憲章、日医工グループ役員・社員行動基準」に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努めるよう当社グループの全ての役職員に周知徹底する体制を整備させる。
- ・当社は、当社グループの役職員に対して年1回のコンプライアンス研修を行い、法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るために内部通報体制を整備する。

監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、その職務を補助するため、専任の使用人を置く。使用人の人選等については、監査役と取締役が協議して決定する。

補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、その職務を補助する使用人は、監査役より指示された監査業務の実施に関して、取締役の指揮命令系統から独立している。

監査役は、その職務を補助する使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役は、その職務を補助する使用人に対し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員及び使用人に周知徹底する。

次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

イ 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社グループに重要な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度規程による通報状況及びその内容を定期的に報告する。

ロ 子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

- ・子会社の役員及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ・子会社の役員及び使用人は、法令等の違反行為、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、ただちに当社の子会社管理担当部門へ報告を行うか、又は内部通報担当部門に通報する。
- ・当社の内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の担当部門は、定期的に当社監査役に子会社における現状を報告する。
- ・内部通報の担当部門は、当社グループの役員及び使用人からの内部通報の状況について、通報者の匿名性に必要な処置をしたうえで、定期的に当社取締役、監査役に対して報告する。

監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役員及び使用人に周知徹底する。

監査役は、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、その職務執行に関して生じる費用については、会社の経費予算の範囲内において、所定の手続きにより会社が負担する。

その他監査役は、監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

(4) 内部統制システムの運用状況の概要

(a) 当社及び子会社等のコンプライアンス

日医工グループ企業行動憲章、日医工グループ役員・社員行動基準及び日医工グループコンプライアンス規程等に沿った適正な業務遂行のために、日医工グループの役職員に対してコンプライアンス研修を年1回実施しています。またコンプライアンスに関わる情報を定期的にグループ内に配信し、コンプライアンスの周知を図っております。

内部通報については、問題の早期発見、是正を図るために定期的に開催されるコンプライアンス委員会で報告しています。

(b) 当社及び子会社等のリスク管理

リスク管理委員会を定期的に開催し、日医工グループの状況確認と対策実施を行っています。

リスク管理委員会においては、経営に重大な影響を及ぼすリスクを洗い出し見直ししております。その中で優先順位をもって委員会・プロジェクトチームを設ける等、リスクに対応した適切な対策を実施しています。

日医工グループの情報セキュリティ対策を進めるとともに、事業継続計画（BCP）を策定しており、防災ハンドブックを作成、役職員に配布しています。

(c) 監査役の監査体制

監査役は全員が取締役会に出席し、さらに代表取締役社長との定期会合や会計監査人及び内部監査部門との意見交換を行います。

常勤監査役が毎週開催される経営会議やその他重要な会議への出席及び稟議書類等の重要書類を閲覧し、毎月1回開催する監査役会に報告することで取締役の職務の執行の監査を行うとともに、日医工グループの取締役や使用人からのヒアリングを通じてグループの内部統制システム全般のモニタリングを行っております。

当社では監査役の職務を補助すべき使用人を1名配置しております。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額としております。

内部監査及び監査役監査の状況

(1) 組織、人員及び手続

当社は、監査役制度を採用し、平成28年6月17日現在、常勤監査役1名及び社外監査役3名より構成される監査役会を設置しております。社外監査役 今村 元氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。社外監査役 堀 仁志氏、佐藤 孝氏はともに公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しております。監査役は、取締役会やその他重要な会議に出席し当該業務執行の適法性、妥当性に関する意見表明をはじめとして、経営全般に対して広く監査しております。当期において監査役会を12回開催し、監査方針、業務分担の決定、監査結果等に関する意見の交換等を行いました。また、監査役の職務を補助するため、専任スタッフを1名配置し、監査機能の強化を図っております。

代表取締役社長直属の内部監査グループ（平成28年6月17日現在、3名）を設置し、コンプライアンス、リスク管理の検証、内部統制の有効性と効率性、業務の適正等について当社各部門及び関係会社に対し監査を実施し、その結果を代表取締役社長に直接報告しております。また、指摘・注意事項に対する改善策の実施状況についてもフォロー・アップ監査を行い、その結果を確認・報告しております。

(2) 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係

内部監査、監査役監査及び会計監査との間で相互連携を図るため、三者会合を定期的に開催し、情報交換を行っております。また、内部統制部門は監査部門等から様々な提言を受けております。

社外取締役及び社外監査役

(1) 員数

平成28年6月17日現在、当社の社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。

(2) 当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係

社外取締役 高木 繁雄氏は、「5 役員の状況」の所有株式数の欄に記載のとおり当社株式を保有しておりますが、当社との間にその他の特別な利害関係はありません。また、同氏は、富山商工会議所会頭、株式会社北陸銀行特別顧問、北陸電力株式会社社外取締役、セーレン株式会社社外監査役及び川田テクノロジーズ株式会社社外監査役であります。株式会社北陸銀行は当社の主要な借入先及び大株主であります。当社と富山商工会議所、北陸電力株式会社、セーレン株式会社及び川田テクノロジーズ株式会社との間には特別な関係はありません。

社外取締役 酒井 秀紀氏は、当社との間に特別な利害関係はありません。また、同氏は、富山大学大学院医学薬学研究部教授であります。当社は富山大学に寄付を行っております。

社外監査役 今村 元氏は、当社との間に特別な利害関係はありません。また、同氏は、今村法律事務所代表及び田中精密工業株式会社社外監査役であります。当社と今村法律事務所及び田中精密工業株式会社との間には特別の関係はありません。

社外監査役 堀 仁志氏は、「5 役員の状況」の所有株式数の欄に記載のとおり当社株式を保有しておりますが、当社との間にその他の特別な利害関係はありません。また、同氏は、堀税理士法人代表社員及びダイト株式会社社外取締役であります。当社と堀税理士法人との間には特別の関係はありません。なお、当社とダイト株式会社との間には製品仕入等の取引があります。

社外監査役 佐藤 孝氏は、当社との間に特別な利害関係はありません。また、同氏は、公認会計士佐藤孝事務所所長及び岐阜信用金庫員外監事であります。当社と公認会計士佐藤孝事務所及び岐阜信用金庫との間には特別の関係はありません。

(3) 企業統治において果たす機能及び役割並びに独立性に関する基準又は方針の内容及び選任状況に関する考え方

社外取締役 高木 繁雄氏は、長年金融機関で培った豊富な経験・知識を活かして、独立、客観的な立場から経営全般への助言を行うなど、監督機能を果たします。

社外取締役 酒井 秀紀氏は、大学教授として培った専門知識・見識等を活かして、独立、客観的な立場から経営全般への助言を行うなど、監督機能を果たします。

各社外監査役は、法務、財務、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しており、実効性の高い監査機能を果たします。

独立性に関する基準又は方針については明確に定めたものではありませんが、金融商品取引所が開示を求める社外役員の独立性に関する事項を参考にしております。具体的には、東京証券取引所が「上場管理に関するガイドライン」において、一般株主との利益相反の生じるおそれがあると判断する場合は独立性を損なうものと規定しております。

当社の社外取締役及び社外監査役は、一般株主との利益相反の生じるおそれがなく、独立性を有していると判断しております。

社外取締役及び社外監査役の5名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出しており、客観性及び透明性の高い、公正な経営監視体制の確立に努めております。

(4) 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外監査役による監査と監査部門等による監査との間で相互連携を図るため、三者会合を定期的に行い、情報交換を行っております。内部統制部門は社外取締役、社外監査役及び監査部門等から様々な提言を受けております。

また、すべての独立役員（独立社外取締役、独立社外監査役）から成る独立役員会議を設置しており、独立役員の情報共有と意見交換を踏まえた各役員の意見形成を図っております。

役員の報酬等

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	312	201	110	-	-	7
監査役 (社外監査役を除く。)	11	11	-	-	-	1
社外役員	21	21	-	-	-	5

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成19年2月27日開催の第42期定時株主総会において、年額300百万円以内と決議しております。また、別枠で、平成24年2月28日開催の第47期定時株主総会において、社外取締役を除く取締役のストック・オプション報酬額は、短期及び中期株式報酬型ストック・オプション報酬額として年額165百万円、長期株式報酬型ストック・オプション報酬額として年額100百万円を上限とすると決議しております。なお、平成28年6月17日開催の第52期定時株主総会において、中期株式報酬型ストック・オプションは短期インセンティブに一本化すると決議しております。また、報酬額については、現行の当期純利益水準を基準に設定した報酬限度額テーブルを適用する方法から、業績連動報酬枠を連結当期純利益の1.5%以内(百万円未満切捨)とする変動報酬に改定すると決議しております。

2. 監査役の報酬限度額は、平成19年2月27日開催の第42期定時株主総会において年額60百万円以内と決議しております。

ロ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。

株式の保有状況

(1) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 50銘柄
貸借対照表計上額の合計額 3,239百万円

(2) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

(前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
Binex Co.,Ltd.	3,878,128	6,196	事業上の関係の維持・強化
クオール(株)	547,500	554	販売取引関係の維持・強化
(株)メディパルホールディングス	301,849	472	販売取引関係の維持・強化
(株)ほくほくフィナンシャルグループ	1,641,653	439	金融取引関係の維持・強化
(株)スズケン	89,438	360	販売取引関係の維持・強化
(株)福井銀行	573,708	149	金融取引関係の維持・強化
ダイト(株)	50,000	130	仕入取引関係の維持・強化
アルフレッサホールディングス(株)	75,544	128	販売取引関係の維持・強化
ファーマライズホールディングス(株)	150,000	87	販売取引関係の維持・強化
(株)富山銀行	248,000	64	金融取引関係の維持・強化
三谷産業(株)	57,420	33	事業上の関係の維持・強化
東邦ホールディングス(株)	8,451	17	販売取引関係の維持・強化
(株)ほくやく・竹山ホールディングス	23,240	15	販売取引関係の維持・強化
(株)三菱ケミカルホールディングス	19,562	13	事業上の関係の維持・強化
朝日印刷(株)	4,158	9	仕入取引関係の維持・強化
(株)百十四銀行	20,250	8	金融取引関係の維持・強化
(株)大木	7,300	3	販売取引関係の維持・強化
(株)バイタルケーエスケーホールディングス	2,425	2	販売取引関係の維持・強化
沢井製薬(株)	200	1	事業上の関係の維持・強化
(株)りそなホールディングス	1,825	1	金融取引関係の維持・強化
東和薬品(株)	100	0	事業上の関係の維持・強化
日本ケミファ(株)	1,000	0	事業上の関係の維持・強化

(注) 貸借対照表計上額が資本金額の100分の1を超える銘柄は5銘柄であります。

(当事業年度)
特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
クオール(株)	547,500	925	販売取引関係の維持・強化
(株)メディパルホールディングス	303,170	540	販売取引関係の維持・強化
(株)スズケン	98,381	376	販売取引関係の維持・強化
(株)ほくほくフィナンシャルグループ	1,641,653	242	金融取引関係の維持・強化
ダイト(株)	55,000	165	仕入取引関係の維持・強化
アルフレッサホールディングス(株)	75,544	163	販売取引関係の維持・強化
(株)福井銀行	573,731	117	金融取引関係の維持・強化
(株)バイタルケーエスケーホールディングス	102,425	90	販売取引関係の維持・強化
ファーマライズホールディングス(株)	150,000	90	販売取引関係の維持・強化
(株)富山銀行	24,800	89	金融取引関係の維持・強化
東邦ホールディングス(株)	9,815	23	販売取引関係の維持・強化
三谷産業(株)	57,420	20	事業上の関係の維持・強化
(株)ほくやく・竹山ホールディングス	23,240	15	販売取引関係の維持・強化
(株)三菱ケミカルホールディングス	19,562	11	事業上の関係の維持・強化
朝日印刷(株)	4,158	9	仕入取引関係の維持・強化
(株)百十四銀行	20,250	6	金融取引関係の維持・強化
大木ヘルスケアホールディングス(株)	7,300	3	販売取引関係の維持・強化
沢井製薬(株)	200	1	事業上の関係の維持・強化
(株)りそなホールディングス	1,825	0	金融取引関係の維持・強化
日本ケミファ(株)	1,000	0	事業上の関係の維持・強化
東和薬品(株)	100	0	事業上の関係の維持・強化
(株)富山第一銀行	375	0	金融取引関係の維持・強化

(注) 貸借対照表計上額が資本金額の100分の1を超える銘柄は4銘柄であります。

- (3) 保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。
- (4) 保有目的を変更した投資株式
該当事項はありません。

会計監査の状況

当社の会計監査業務は、有限責任 あずさ監査法人が行っております。業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりです。

(1) 業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員 業務執行社員 井上 嗣平、膳亀 聡

(2) 会計監査業務に係る補助者の構成
公認会計士10名、その他9名

取締役の定数及び選任の要件

当社の取締役は9名以内とする旨を定款に定めております。また、当社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議できることとした事項

(1) 自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(2) 取締役及び監査役の責任免除

当社の取締役及び監査役が職務の遂行にあたり責任を合理的な範囲にとどめるため、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

(3) 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	40	-	40	5
連結子会社	-	-	-	-
計	40	-	40	5

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

国際財務報告基準(IFRS)に関する助言・指導業務を委託しております。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬については、監査日数等を勘案し、協議の上で決定しております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入しております。また、各種研修会にも参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4 14,032	4 28,179
受取手形及び売掛金	1 21,941	1 25,217
電子記録債権	24	919
商品及び製品	27,987	26,092
仕掛品	6,212	9,177
原材料及び貯蔵品	8,230	10,071
繰延税金資産	826	1,458
その他	1,348	2,240
貸倒引当金	803	1,731
流動資産合計	79,798	101,624
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	16,537	17,734
機械装置及び運搬具（純額）	7,697	9,890
工具、器具及び備品（純額）	1,150	1,183
土地	6 6,184	6 6,299
リース資産（純額）	1,914	1,940
建設仮勘定	623	1,739
有形固定資産合計	3, 4 34,107	3, 4 38,786
無形固定資産		
のれん	1,077	634
リース資産	323	237
販売権	891	2,760
その他	2,360	2,847
無形固定資産合計	4,652	6,479
投資その他の資産		
投資有価証券	2 13,602	2 8,700
長期貸付金	6,377	4,619
繰延税金資産	-	490
その他	1,359	514
貸倒引当金	64	89
投資その他の資産合計	21,276	14,237
固定資産合計	60,035	59,503
資産合計	139,834	161,128

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4 16,583	4 15,993
電子記録債務	16,172	14,200
短期借入金	4 2,750	4 14,720
1年内返済予定の長期借入金	4 3,996	4 3,781
リース債務	906	942
未払金	6,844	6,959
未払費用	660	669
未払法人税等	2,525	3,813
預り金	69	1,520
返品調整引当金	68	47
賞与引当金	861	1,128
その他	179	485
流動負債合計	51,618	64,262
固定負債		
長期借入金	4 7,831	4 9,047
リース債務	1,501	1,417
繰延税金負債	694	112
再評価に係る繰延税金負債	6 231	6 219
退職給付に係る負債	3,410	3,413
資産除去債務	53	54
その他	4	1
固定負債合計	13,727	14,267
負債合計	65,346	78,530
純資産の部		
株主資本		
資本金	19,976	19,976
資本剰余金	18,684	18,796
利益剰余金	33,206	42,589
自己株式	1,543	1,397
自己株式申込証拠金	-	0
株主資本合計	70,324	79,964
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,809	1,269
土地再評価差額金	6 321	6 333
為替換算調整勘定	1,038	897
退職給付に係る調整累計額	142	127
その他の包括利益累計額合計	4,026	2,371
新株予約権	137	260
純資産合計	74,487	82,597
負債純資産合計	139,834	161,128

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
売上高	127,021	143,513
売上原価	1, 3 79,935	1, 3 89,999
売上総利益	47,086	53,514
返品調整引当金戻入額	17	21
差引売上総利益	47,103	53,535
販売費及び一般管理費	2, 3 37,484	2, 3 40,624
営業利益	9,619	12,910
営業外収益		
受取利息	33	102
受取配当金	38	48
為替差益	165	-
持分法による投資利益	-	85
その他	348	245
営業外収益合計	586	482
営業外費用		
支払利息	109	127
支払手数料	47	81
売上債権売却損	145	189
為替差損	-	538
創立50周年記念事業費	-	117
持分法による投資損失	229	-
その他	58	49
営業外費用合計	590	1,103
経常利益	9,615	12,289
特別利益		
投資有価証券売却益	-	3,678
負ののれん発生益	270	-
持分変動利益	-	466
その他	0	0
特別利益合計	270	4,144
特別損失		
固定資産処分損	4 163	4 65
長期前払費用除却損	-	760
のれん償却額	-	5 241
減損損失	6 207	-
その他	26	7
特別損失合計	397	1,074
税金等調整前当期純利益	9,488	15,359
法人税、住民税及び事業税	3,443	5,014
法人税等調整額	547	686
法人税等合計	2,895	4,328
当期純利益	6,592	11,031
親会社株主に帰属する当期純利益	6,592	11,031

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
当期純利益	6,592	11,031
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2,680	2,128
土地再評価差額金	23	11
退職給付に係る調整額	41	20
持分法適用会社に対する持分相当額	211	441
その他の包括利益合計	2,873	1,654
包括利益	9,466	9,376
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	9,466	9,376
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	自己株式申込証拠金	株主資本合計
当期首残高	19,976	18,678	28,061	1,753	0	64,962
会計方針の変更による累積的影響額			18			18
会計方針の変更を反映した当期首残高	19,976	18,678	28,079	1,753	0	64,981
当期変動額						
剰余金の配当			1,466			1,466
親会社株主に帰属する当期純利益			6,592			6,592
自己株式の取得				3		3
自己株式の処分		6		214	0	220
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						-
当期変動額合計	-	6	5,126	210	0	5,342
当期末残高	19,976	18,684	33,206	1,543	-	70,324

	その他の包括利益累計額					新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	161	297	792	97	1,153	79	66,195
会計方針の変更による累積的影響額							18
会計方針の変更を反映した当期首残高	161	297	792	97	1,153	79	66,213
当期変動額							
剰余金の配当							1,466
親会社株主に帰属する当期純利益							6,592
自己株式の取得							3
自己株式の処分							220
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,647	23	246	44	2,873	58	2,931
当期変動額合計	2,647	23	246	44	2,873	58	8,274
当期末残高	2,809	321	1,038	142	4,026	137	74,487

当連結会計年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	自己株式申込証拠金	株主資本合計
当期首残高	19,976	18,684	33,206	1,543	-	70,324
当期変動額						
剰余金の配当			1,648			1,648
親会社株主に帰属する当期純利益			11,031			11,031
自己株式の取得				1		1
自己株式の処分		111		147	0	259
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						-
当期変動額合計	-	111	9,383	145	0	9,640
当期末残高	19,976	18,796	42,589	1,397	0	79,964

	その他の包括利益累計額					新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	2,809	321	1,038	142	4,026	137	74,487
当期変動額							
剰余金の配当							1,648
親会社株主に帰属する当期純利益							11,031
自己株式の取得							1
自己株式の処分							259
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,539	11	140	14	1,654	123	1,531
当期変動額合計	1,539	11	140	14	1,654	123	8,109
当期末残高	1,269	333	897	127	2,371	260	82,597

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	9,488	15,359
減価償却費	4,784	4,913
減損損失	207	-
のれん償却額	210	442
負ののれん発生益	270	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	657	952
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	93	37
返品調整引当金の増減額(は減少)	17	21
賞与引当金の増減額(は減少)	303	267
受取利息及び受取配当金	72	151
支払利息	109	127
持分法による投資損益(は益)	229	85
持分変動損益(は益)	-	466
投資有価証券売却損益(は益)	-	3,678
為替差損益(は益)	165	527
固定資産処分損益(は益)	163	65
長期前払費用除却損	-	760
売上債権の増減額(は増加)	5,865	4,216
たな卸資産の増減額(は増加)	9,817	2,870
仕入債務の増減額(は減少)	9,819	2,562
未払費用の増減額(は減少)	187	10
その他	1,022	1,491
小計	22,800	10,904
利息及び配当金の受取額	143	152
利息の支払額	110	133
法人税等の支払額	1,652	3,826
営業活動によるキャッシュ・フロー	21,179	7,097
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	4	21
定期預金の払戻による収入	7	19
投資有価証券の取得による支出	1,132	92
投資有価証券の売却による収入	-	6,406
有形固定資産の取得による支出	3,563	7,833
有形固定資産の売却による収入	27	0
無形固定資産の取得による支出	2,182	3,246
関係会社株式の取得による支出	0	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	4	3,341
貸付けによる支出	4,245	-
貸付金の回収による収入	12	1,334
その他	225	50
投資活動によるキャッシュ・フロー	14,647	3,485

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	9,106	11,970
長期借入れによる収入	1,050	5,200
長期借入金の返済による支出	3 3,709	3 4,198
自己株式の取得による支出	3	1
自己株式の売却による収入	3 203	3 198
自己新株予約権の取得による支出	91	1
ストックオプションの行使による収入	-	13
ファイナンス・リース債務の返済による支出	1,020	899
配当金の支払額	1,469	1,647
その他	0	7
財務活動によるキャッシュ・フロー	14,146	10,626
現金及び現金同等物に係る換算差額	45	94
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	7,660	14,144
現金及び現金同等物の期首残高	21,269	13,609
現金及び現金同等物の期末残高	1 13,609	1 27,754

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 3社

主要な連結子会社の名称

日医工ファーマテック株式会社

ヤクハン製薬株式会社

株式会社日医工オオサカ

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社

株式会社イーエムアイ

株式会社日医工医薬経営研究所

日医工ファーマ株式会社

NIXS Corporation

Nichi-Iko (Thailand) Co.,Ltd.

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社数 1社

株式会社イーエムアイ

(2) 持分法適用の関連会社数 3社

アクティブファーマ株式会社

日医工サノフィ株式会社

Aprogen Inc.

(3) 持分法を適用していない非連結子会社（株式会社日医工医薬経営研究所、日医工ファーマ株式会社、NIXS Corporation、Nichi-Iko (Thailand) Co.,Ltd.）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(4) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

a. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

b. その他有価証券

1. 時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

2. 時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2～60年

機械装置及び運搬具 2～17年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分） 5年（社内における利用可能期間）

販売権 10年

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

返品調整引当金

返品による損失に備えるため、返品実績率により、その売買差益見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び会計基準変更時差異の費用処理方法

会計基準変更時差異については、15年で均等償却し、毎期の費用に計上しております。

数理計算上の差異については、各期の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（8年）による定率法により翌連結会計年度から費用処理しております。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

未認識数理計算上の差異の会計処理方法

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 借入金の利息

ヘッジ方針

資金の調達に係る金利変動リスクを回避することを目的として金利スワップ取引を行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理を採用しているため、ヘッジの有効性評価は省略しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積り、定額法により償却しております。なお、償却年数は10年間であります。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金及び要求払預金のほか、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する短期的な投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によって処理しております。

(未適用の会計基準等)

・「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)

(1) 概要

繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いについて、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」の枠組み、すなわち企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積る枠組みを基本的に踏襲した上で、以下の取扱いについて必要な見直しが行われております。

(分類1) から (分類5) に係る分類の要件をいずれも満たさない企業の取扱い

(分類2) 及び (分類3) に係る分類の要件

(分類2) に該当する企業におけるスケジューリング不能な将来減算一時差異に関する取扱い

(分類3) に該当する企業における将来の一時差異等加減算前課税所得の合理的な見積可能期間に関する取扱い

(分類4) に係る分類の要件を満たす企業が (分類2) 又は (分類3) に該当する場合の取扱い

(2) 適用予定日

平成29年3月期の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

翌連結会計年度の期首における影響額は、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度まで「無形固定資産」の「その他」に含めて表示しておりました「販売権」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、区分掲記いたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「無形固定資産」の「その他」3,252百万円は、「販売権」891百万円、「その他」2,360百万円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めていた「為替差損益(は益)」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記いたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」856百万円は、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「為替差損益(は益)」165百万円、「その他」1,022百万円として組み替えております。

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用)

当社は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

当社は、当社グループ従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」(以下、「本プラン」といいます。)を平成23年7月より導入しております。

本プランでは、当社が信託銀行に「日医工従業員持株会専用信託」(以下、「従持信託」といいます。)を設定し、従持信託は、設定後5年間にわたり「日医工従業員持株会」(以下、「持株会」といいます。)が取得する規模の当社株式を予め取得し、その後、信託終了まで毎月持株会へ売却します。なお、従持信託は当社株式を取得するための資金確保のため、当社保証による銀行借入を行っております。

信託終了時点において、持株会への当社株式の売却を通じて従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当社株式売却益相当額が信託残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積した場合には、当該株式売却損相当の借入金残債について、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約に基づき当社が弁済することになります。

(2) 「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を適用しておりますが、同実務対応報告第20項の経過的な取扱いに従い、従来採用していた方法により会計処理を行っております。

(3) 信託が保有する自社の株式に関する事項

信託における帳簿価額は前連結会計年度178百万円、当連結会計年度61百万円であります。信託が保有する自社の株式は株主資本において自己株式として計上しております。

期末株式数は前連結会計年度97,000株、当連結会計年度33,700株であり、期中平均株式数は、前連結会計年度148,769株、当連結会計年度68,177株であります。期末株式数及び期中平均株式数は、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式から除いております。

(連結貸借対照表関係)

1 受取手形及び売掛金

自己信託等に伴う流動化残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
自己信託等に伴う流動化残高	998百万円	1,681百万円

2 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
投資有価証券(株式)	4,423百万円	5,316百万円

3 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
	30,416百万円	32,214百万円

4 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
建物及び構築物	1,743百万円	1,662百万円
機械装置及び運搬具	100	9
工具、器具及び備品	2	1
土地	1,114	1,114
現金及び預金(定期預金)	10	10
計	2,971	2,798

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
買掛金	36百万円	24百万円
短期借入金	706	735
1年内返済予定の長期借入金	194	221
長期借入金	3,204	3,117
計	4,142	4,099

5 偶発債務

保証債務

連結会社以外の会社の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
アクティブファーマ㈱	1,347百万円	1,347百万円

6 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号、平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

- ・再評価の方法...土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額を固定資産評価基準にしたがって割戻しすることによって、地価公示価格相当額を算出しております。

- ・再評価を行った年月日...平成13年11月30日

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
再評価を行った土地の期末における時価と 再評価後の帳簿価額との差額	807百万円	807百万円

(連結損益計算書関係)

- 1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
	182百万円	239百万円

- 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
販売促進費	16,174百万円	19,027百万円
給料及び手当等	5,074	5,350
賞与引当金繰入額	363	603
研究開発費	4,984	4,874
貸倒引当金繰入額	657	952
退職給付費用	215	223
のれん償却費	210	201

- 3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
	4,984百万円	4,874百万円

- 4 固定資産処分損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
建物及び構築物	113百万円	25百万円
機械装置及び運搬具	43	27
工具、器具及び備品	6	11
計	163	65

- 5 のれん償却額

のれん償却額は、「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第7号)第321項の規定に基づき、のれんを一括償却したものであります。

6 減損損失

前連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

地域	用途	種類	減損損失
富山県滑川市	除却予定資産	建物等	203百万円
北海道北広島市	遊休資産	機械及び装置等	4

営業用資産については事業単位、遊休資産及び除売却予定資産については各資産単位でグルーピングを行っております。

上記の除却予定資産については、除却することとしたため、回収可能価額をゼロとし、除却予定額203百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物200百万円、構築物2百万円であります。

また上記の遊休資産については、今後使用見込みがなくなったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額4百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、機械及び装置4百万円、その他0百万円であります。回収可能価額は正味売却価額により測定しております。

なお、当連結会計年度については、該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	3,918百万円	518百万円
組替調整額	-	3,678
税効果調整前	3,918	3,159
税効果額	1,238	1,031
その他有価証券評価差額金	2,680	2,128
土地再評価差額金：		
税効果額	23	11
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	95	19
組替調整額	40	53
税効果調整前	54	34
税効果額	12	13
退職給付に係る調整額	41	20
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	211	441
その他の包括利益合計	2,873	1,654

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	60,662,652	-	-	60,662,652
合計	60,662,652	-	-	60,662,652
自己株式(注)				
当社が保有する普通株式	875,497	1,902	11,830	865,569
従持信託が保有する普通株式	206,100	-	109,100	97,000
合計	1,081,597	1,902	120,930	962,569

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加1,902株は、単元未満株式の買取り1,902株であり、減少120,930株は、ストック・オプションの権利行使380株、単元未満株式の買増し請求による売却150株、連結子会社である株式会社日医工オサカの保有する当社株式の売却11,300株、従持信託から持株会への譲渡に伴う減少109,100株であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会 計年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	137
合計		-	-	-	-	-	137

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月20日 定時株主総会	普通株式	735(注)1	12.30	平成26年3月31日	平成26年6月23日
平成26年11月5日 取締役会	普通株式	735(注)2	12.30	平成26年9月30日	平成26年12月9日

(注) 1. 配当金の総額は、従持信託が保有する当社株式206,100株に対する配当金2百万円及び連結子会社が所有する自己株式(当社株式)11,300株に対する配当金0百万円を含めて記載しております。

2. 配当金の総額は、従持信託が保有する当社株式146,100株に対する配当金1百万円を含めて記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月19日 定時株主総会	普通株式	855(注)1	利益剰余金	14.30(注)2	平成27年3月31日	平成27年6月22日

(注) 1. 配当金の総額は、従持信託が保有する当社株式97,000株に対する配当金1百万円を含めて記載しております。

2. 1株当たり配当額は、普通配当12.30円と記念配当2.00円であります。

当連結会計年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	60,662,652	-	-	60,662,652
合計	60,662,652	-	-	60,662,652
自己株式（注）				
当社が保有する普通株式	865,569	529	19,594	846,504
従持信託が保有する普通株式	97,000	-	63,300	33,700
合計	962,569	529	82,894	880,204

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加529株は、単元未満株式の買取り529株であり、減少82,894株は、ストック・オプションの権利行使19,460株、単元未満株式の買増し請求による売却134株、従持信託から持株会への譲渡に伴う減少63,300株であります。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会 計年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	260
	合計	-	-	-	-	-	260

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年6月19日 定時株主総会	普通株式	855（注）1	14.30（注）3	平成27年3月31日	平成27年6月22日
平成27年11月4日 取締役会	普通株式	795（注）2	13.30	平成27年9月30日	平成27年12月9日

（注）1. 配当金の総額は、従持信託が保有する当社株式97,000株に対する配当金1百万円を含めて記載しております。
2. 配当金の総額は、従持信託が保有する当社株式69,400株に対する配当金0百万円を含めて記載しております。
3. 1株当たり配当額は、普通配当12.30円と記念配当2.00円であります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年6月17日 定時株主総会	普通株式	998（注）1	利益剰余金	16.70（注）2	平成28年3月31日	平成28年6月20日

（注）1. 配当金の総額は、従持信託が保有する当社株式33,700株に対する配当金0百万円を含めて記載しております。
2. 1株当たり配当額は、普通配当13.30円と特別配当3.40円であります。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
現金及び預金勘定	14,032百万円	28,179百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	422	425
現金及び現金同等物	13,609	27,754

2. 重要な非資金取引の内容

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額	845百万円	849百万円

3. 「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」の導入に伴い、連結キャッシュ・フロー計算書の各項目には従持信託に係るキャッシュ・フローが含まれております。その主な内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
従持信託における長期借入金の返済による支出	177百万円	189百万円
従持信託における持株会への自己株式の売却による収入	184	198

4. 前連結会計年度に株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の内容

株式の取得により新たに連結子会社となった会社(以下、新規連結子会社)の連結開始時の資産及び負債の内訳並びに新規連結子会社株式の取得価額と取得による支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	1百万円
固定資産	3,788
固定負債	177
負ののれん発生益	270
新規連結子会社株式の取得価額	3,342
新規連結子会社の現金及び現金同等物	1
差引き：取得による支出	3,341

(リース取引関係)

1. 所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

機械装置及び運搬具並びに工具、器具及び備品であります。

無形固定資産

ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
1年内	7	149
1年超	13	550
合計	20	699

3. 転リース取引

転リース取引に該当し、かつ、利息相当額控除前の金額で連結貸借対照表に計上している額

(1) リース投資資産

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
投資その他の資産	36	25

(2) リース債務

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
流動負債・固定負債	36	25

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組指針

当社グループは、営業取引に係る支払計画及び医薬品の製造及び販売を行うための設備投資計画等に基づき、必要な資金を銀行借入により調達しております。また、一時的な余資は安全性の高い短期的な預金等で運用しております。デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクヘッジのために利用し、投機的な取引は実施しておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に則り、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的にモニタリングし、財務状態等の悪化による貸倒懸念の早期把握と軽減を図っております。

投資有価証券である株式及び債券については、発行会社の信用リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。株式については主に業務上の関係を有する企業の株式であり、債券については、適宜、経済情勢、金融情勢の把握につとめ、定期的に把握された時価が取締役会に報告されています。

長期貸付金は、主に関係会社に対するものであり、定期的に財務状況の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務、未払金、並びに未払法人税等は、1年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る運転資金の調達であり、短期の国内市場の金利状況を反映した変動金利での資金調達を行っております。長期借入金は主に設備投資に係る資金調達です。このうち一部については、資金調達に係る金利変動リスクをヘッジするため、金利スワップ取引を行っております。

営業債務及び借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、毎月及び適時に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります（重要性の乏しいものは省略しております）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

前連結会計年度（平成27年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	14,032	14,032	-
(2) 受取手形、電子記録債権及び売掛金 貸倒引当金(*1)	21,965 520		
	21,444	21,444	-
(3) 投資有価証券 其他有価証券	8,827	8,827	-
(4) 長期貸付金 貸倒引当金(*2)	6,377 2		
	6,375	6,375	0
資産計	50,680	50,680	0
(5) 支払手形及び買掛金	16,583	16,583	-
(6) 電子記録債務	16,172	16,172	-
(7) 短期借入金	2,750	2,750	-
(8) 未払金	6,844	6,844	-
(9) 未払法人税等	2,525	2,525	-
(10) 長期借入金(一年内返済予定を含む)	11,828	11,837	9
(11) デリバティブ取引	-	-	-
負債計	56,704	56,713	9

(*1) 受取手形、電子記録債権及び売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	28,179	28,179	-
(2) 受取手形、電子記録債権及び売掛金 貸倒引当金(*1)	26,136 1,226		
	24,909	24,909	-
(3) 投資有価証券 その他有価証券	3,032	3,032	-
(4) 長期貸付金 貸倒引当金(*2)	4,619 0		
	4,619	4,620	1
資産計	60,741	60,743	1
(5) 支払手形及び買掛金	15,993	15,993	
(6) 電子記録債務	14,200	14,200	
(7) 短期借入金	14,720	14,720	
(8) 未払金	6,959	6,959	
(9) 未払法人税等	3,813	3,813	
(10) 長期借入金(一年内返済予定を含む)	12,829	12,840	10
(11) デリバティブ取引	-	-	
負債計	68,515	68,526	10

(*1) 受取手形、電子記録債権及び売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*2) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、電子記録債権及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格等によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(4) 長期貸付金

当社では、長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、貸倒懸念債権については、同様の割引率による見積もりキャッシュ・フローの割引現在価値、または、担保及び保証による回収見込額等により、時価を算定しております。

負 債

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 電子記録債務、(7) 短期借入金、(8) 未払金、(9) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(10) 長期借入金

長期借入金及び金利スワップの特例処理の要件を満たし金利スワップと一体として処理された長期借入金の時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算出しております。

(11) デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
その他有価証券		
非上場株式	351	351
関係会社株式		
子会社株式	905	1,061
関連会社株式	3,518	4,255

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度（平成27年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
現金及び預金	14,032	-	-	-
受取手形、電子記録債権及 び売掛金	21,965	-	-	-
長期貸付金	-	-	5,543	833
合計	35,997	-	5,543	833

当連結会計年度（平成28年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
現金及び預金	28,179	-	-	-
受取手形、電子記録債権及 び売掛金	26,136	-	-	-
長期貸付金	-	-	3,845	774
合計	54,316	-	3,845	774

4. 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（平成27年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	2,750	-	-	-	-	-
長期借入金	3,996	2,930	2,363	1,891	371	274
合計	6,746	2,930	2,363	1,891	371	274

当連結会計年度（平成28年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	14,720	-	-	-	-	-
長期借入金	3,781	3,404	2,931	1,411	1,172	128
合計	18,501	3,404	2,931	1,411	1,172	128

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(平成27年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	8,567	4,225	4,341
その他	0	0	0
小計	8,567	4,225	4,341
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	260	278	18
その他	-	-	-
小計	260	278	18
合計	8,827	4,504	4,322

(注)非上場株式(連結貸借対照表計上額 351百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(平成28年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	2,628	1,372	1,255
その他	0	0	0
小計	2,628	1,372	1,255
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
株式	404	497	92
その他	-	-	-
小計	404	497	92
合計	3,032	1,869	1,163

(注)非上場株式(連結貸借対照表計上額 351百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

減損処理額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

3. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	6,406	3,678	-
合計	6,406	3,678	-

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度（平成27年3月31日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約金額 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特 例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	96	84	(注)

(注) 金利スワップについては特例処理を採用しており、ヘッジ対象である長期借入金と一体として処理されているため、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度（平成28年3月31日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約金額 (百万円)	うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特 例処理	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	84	72	(注)

(注) 金利スワップについては特例処理を採用しており、ヘッジ対象である長期借入金と一体として処理されているため、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度、退職一時金制度及び複数事業主制度(総合設立型厚生年金基金)を採用しております。

連結子会社である日医工ファーマテック株式会社は、確定拠出年金制度及び退職一時金制度を採用しております。連結子会社であるヤクハン製薬株式会社は、中小企業退職金共済制度及び退職一時金制度を採用しております。また連結子会社である株式会社日医工オオサカは、退職一時金制度を採用しております。

当社は、複数事業主制度の厚生年金基金制度に加入しており、このうち、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない制度については、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	3,290百万円
会計方針の変更による累積的影響額	28
会計方針の変更を反映した期首残高	3,262
勤務費用	297
利息費用	15
数理計算上の差異の発生額	95
退職給付の支払額	259
退職給付債務の期末残高	3,410

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

該当事項はありません。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

非積立型制度の退職給付債務	3,410百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,410
退職給付に係る負債	3,410
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,410

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	297百万円
利息費用	15
数理計算上の差異の費用処理額	32
その他	8
確定給付制度に係る退職給付費用	352

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

会計基準変更時差異	8百万円
未認識数理計算上の差異	63
合計	54

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

会計基準変更時差異の未処理額	5百万円
未認識数理計算上の差異	192
合計	197

(7) 年金資産に関する事項
該当事項はありません。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項
当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎
割引率 0.3%

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、92百万円であります。

4. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、23百万円であります。

(1) 制度全体の直近の積立状況に関する事項（平成26年3月31日現在）

	東京薬業 厚生年金基金	名古屋薬業 厚生年金基金
年金資産の額	512,488百万円	57,037百万円
年金財政上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	522,289百万円	57,372百万円
差引額	9,801百万円	334百万円

(2) 制度全体に占める当社グループの掛金拠出割合（平成27年3月31日現在）

	東京薬業 厚生年金基金	名古屋薬業 厚生年金基金
掛金拠出割合	0.12%	1.28%

(3) 補足説明

東京薬業厚生年金基金

上記(1)の差引額の要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高45,242百万円と、当年度剰余金35,440百万円の差であります。なお、上記(2)の割合は当社グループの実際の負担率とは一致しません。

名古屋薬業厚生年金基金

上記(1)の差引額の要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高7,731百万円と、当年度剰余金7,397百万円の差であります。なお、上記(2)の割合は当社グループの実際の負担率とは一致しません。

当連結会計年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度、退職一時金制度及び複数事業主制度（総合設立型厚生年金基金）を採用しております。

連結子会社である日医工ファーマテック株式会社は、確定拠出年金制度及び退職一時金制度を採用しております。連結子会社であるヤクハン製薬株式会社は、中小企業退職金共済制度及び退職一時金制度を採用しております。また連結子会社である株式会社日医工オオサカは、退職一時金制度を採用しております。

当社は、複数事業主制度の厚生年金基金制度に加入しており、このうち、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができない制度については、確定拠出制度と同様に会計処理しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	3,410百万円
勤務費用	296
利息費用	7
数理計算上の差異の発生額	19
退職給付の支払額	320
退職給付債務の期末残高	3,413

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

該当事項はありません。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

非積立型制度の退職給付債務	3,413百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,413
退職給付に係る負債	3,413
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	3,413

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	296百万円
利息費用	7
数理計算上の差異の費用処理額	48
その他	5
確定給付制度に係る退職給付費用	357

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

会計基準変更時差異	5百万円
未認識数理計算上の差異	28
合計	34

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

未認識数理計算上の差異	163
合計	163

(7) 年金資産に関する事項
該当事項はありません。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項
当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎
割引率 0.2%

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、93百万円であります。

4. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、21百万円であります。

(1) 制度全体の直近の積立状況に関する事項（平成27年3月31日現在）

	東京薬業 厚生年金基金	名古屋薬業 厚生年金基金
年金資産の額	571,380百万円	67,530百万円
年金財政上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	561,736百万円	60,861百万円
差引額	9,644百万円	6,669百万円

(2) 制度全体に占める当社グループの掛金拠出割合（平成28年3月31日現在）

	東京薬業 厚生年金基金	名古屋薬業 厚生年金基金
掛金拠出割合	0.12%	1.19%

(3) 補足説明

東京薬業厚生年金基金

上記(1)の差引額の要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高40,107百万円と、当年度剰余金49,751百万円の差であります。なお、上記(2)の割合は当社グループの実際の負担率とは一致しません。

名古屋薬業厚生年金基金

上記(1)の差引額の要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高7,265百万円と、当年度剰余金13,935百万円の差であります。なお、上記(2)の割合は当社グループの実際の負担率とは一致しません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
販売費及び一般管理費	58	160

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2012年度新株予約権 (長期株式報酬型)	第1回中期新株予約権 (株式報酬型)
付与対象者の区分及び数	当社取締役 6名 当社委任型執行役員 6名 当社委任型理事 2名	当社取締役 6名 当社委任型執行役員 6名 当社委任型理事 2名
新株予約権の目的となる株式の種類と株数(注)	普通株式 27,170株	普通株式 20,330株
付与日	平成24年7月18日	平成25年5月31日
権利確定条件	<p>1. 新株予約権者は、当社の取締役、委任型執行役員、委任型理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過をする日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとします。</p> <p>2. 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者または一親等の親族の1名(以下「相続承継人」といいます。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は新株予約権を行使することができるものとします。</p> <p>3. その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとします。</p>	<p>1. 第6次中期経営計画の最終年度にあたる平成28年3月期において、売上高、営業利益、経常利益、当期純利益の4項目について2項目以上公表値(当初計画値と修正値のいずれか)を上回った場合に、平成28年7月1日から平成28年9月30日の行使期間内で権利行使できるものとします。</p> <p>2. 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者または一親等の親族の1名(以下「相続承継人」といいます。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は新株予約権を行使することができるものとします。</p> <p>3. その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとします。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成24年7月19日から 平成25年7月18日まで	平成28年7月1日から 平成28年9月30日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

	2013年度新株予約権 (長期株式報酬型)	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び数	当社取締役 6名 当社委任型執行役員 5名 当社委任型理事 2名	当社執行役員 7名 当社従業員 280名 当社子会社の取締役 2名 当社子会社の従業員 19名
新株予約権の目的となる株式の種類と株数(注)	普通株式 11,220株	普通株式 42,000株
付与日	平成25年7月18日	平成25年9月30日
権利確定条件	<p>1. 新株予約権者は、当社の取締役、委任型執行役員、委任型理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過をする日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとします。</p> <p>2. 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者または一親等の親族の1名(以下「相続承継人」といいます。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は新株予約権を行使することができるものとします。</p> <p>3. その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとします。</p>	<p>1. 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要します。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではありません。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。</p> <p>2. 新株予約権の相続はこれを認めません。</p> <p>3. 新株予約権者が当社の懲戒規程に該当した場合及びこれに相当する行為を行ったと当社が判断した場合で、対象者に新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められる場合には行使することができません。</p> <p>4. 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合には行使することができません。</p> <p>5. その他権利行使の条件は、平成25年6月21日開催の当社第49期定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成25年7月19日から 平成55年7月18日まで	平成27年9月30日から 平成30年9月30日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

	2014年度新株予約権 (長期株式報酬型)	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び数	当社取締役 7名 当社委任型執行役員 2名 当社委任型理事 6名	当社執行役員 5名 当社理事 5名 当社従業員 42名 当社子会社の取締役 3名
新株予約権の目的となる株式の種類と株数(注)	普通株式 24,570株	普通株式 50,000株
付与日	平成26年7月15日	平成26年11月6日
権利確定条件	1. 新株予約権者は、当社の取締役、委任型執行役員、委任型理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過をする日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとします。 2. 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者または一親等の親族の1名(以下「相続承継人」といいます。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は新株予約権を行使することができるものとします。 3. その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとします。	1. 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要します。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではありません。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。 2. 新株予約権の相続はこれを認めません。 3. 新株予約権者が当社の懲戒規程に該当した場合及びこれに相当する行為を行ったと当社が判断した場合で、対象者に新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められる場合には行使することができません。 4. 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合には行使することができません。 5. その他権利行使の条件は、平成26年6月20日開催の当社第50期定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成26年7月16日から 平成56年7月15日まで	平成28年11月6日から 平成31年9月30日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

	第2回短期新株予約権 (株式報酬型)	第2回中期新株予約権 (株式報酬型)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社委任型執行役員 3名 当社委任型理事 6名	当社取締役 7名 当社委任型執行役員 3名 当社委任型理事 6名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 11,760株	普通株式 23,770株
付与日	平成27年5月29日	平成27年5月29日
権利確定条件	<p>1. 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者または一親等の親族の1名(以下「相続承継人」といいます。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は新株予約権を行使することができるものとします。</p> <p>2. その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとします。</p>	<p>1. 第6次中期経営計画の最終年度にあたる平成28年3月期において、売上高、営業利益、経常利益、当期純利益の4項目について2項目以上公表値(当初計画値と修正値のいずれか)を上回った場合に、平成28年7月1日から平成28年9月30日までの行使期間内で権利行使できるものとします。</p> <p>2. 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者または一親等の親族の1名(以下「相続承継人」といいます。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は新株予約権を行使することができるものとします。</p> <p>3. その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとします。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成27年6月1日から 平成27年8月31日まで	平成28年7月1日から 平成28年9月30日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

	2015年度新株予約権 (長期株式報酬型)	第7回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	<p>当社取締役 7名</p> <p>当社委任型執行役員 4名</p> <p>当社委任型理事 6名</p>	<p>当社執行役員 9名</p> <p>当社理事 8名</p> <p>当社従業員 52名</p> <p>当社子会社の取締役 2名</p> <p>当社子会社の従業員 8名</p>
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 12,030株	普通株式 50,000株
付与日	平成27年7月14日	平成27年10月14日
権利確定条件	<p>1. 新株予約権者は、当社の取締役、委任型執行役員、委任型理事のいずれの地位も喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとします。</p> <p>2. 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうち配偶者または一親等の親族の1名(以下「相続承継人」といいます。)のみに帰属した場合に限り、相続承継人は新株予約権を行使することができるものとします。</p> <p>3. その他の行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとします。</p>	<p>1. 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要します。ただし、取締役が任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合にはこの限りではありません。また、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではありません。</p> <p>2. 新株予約権の相続はこれを認めません。</p> <p>3. 新株予約権者が当社の懲戒規程に該当した場合及びこれに相当する行為を行ったと当社が判断した場合で、対象者に新株予約権を行使させることが適当でないと合理的に認められる場合には行使することができません。</p> <p>4. 新株予約権者が禁錮以上の刑に処せられた場合には行使することができません。</p> <p>5. その他権利行使の条件は、平成27年6月19日開催の当社第51期定時株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによります。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	平成27年7月15日から 平成57年7月14日まで	平成29年10月14日から 平成32年9月30日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	2012年度 新株予約権 (長期株式 報酬型)	第1回中期 新株予約権 (株式報酬型)	2013年度 新株予約権 (長期株式 報酬型)	第4回 新株予約権	2014年度 新株予約権 (長期株式 報酬型)
権利確定前 (株)					
前連結会計年度末	-	20,330	-	42,000	-
付与	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	42,000	-
未確定残	-	20,330	-	-	-
権利確定後 (株)					
前連結会計年度末	24,260	-	11,160	-	24,570
権利確定	-	-	-	42,000	-
権利行使	-	-	-	7,700	-
失効	-	-	-	-	-
未行使残	24,260	-	11,160	34,300	24,570

	第6回 新株予約権	第2回短期 新株予約権 (株式報酬型)	第2回中期 新株予約権 (株式報酬型)	2015年度 新株予約権 (長期株式 報酬型)	第7回 新株予約権
権利確定前 (株)					
前連結会計年度末	50,000	-	-	-	-
付与	-	11,760	23,770	12,030	50,000
失効	-	-	-	-	-
権利確定	-	11,760	-	12,030	-
未確定残	50,000	-	23,770	-	50,000
権利確定後 (株)					
前連結会計年度末	-	-	-	-	-
権利確定	-	11,760	-	12,030	-
権利行使	-	11,760	-	-	-
失効	-	-	-	-	-
未行使残	-	-	-	12,030	-

単価情報

	2012年度 新株予約権 (長期株式 報酬型)	第1回中期 新株予約権 (株式報酬型)	2013年度 新株予約権 (長期株式 報酬型)	第4回 新株予約権	2014年度 新株予約権 (長期株式 報酬型)
権利行使価格 (円)	1	1	1	1,783(注)	1
行使時平均株価 (円)	-	-	-	3,057	-
公正な評価単価 (付与日)(円)	1,581	2,141	2,147	423	1,326

(注)平成25年12月9日付でコミットメント型ライツ・オフリングを実施したため、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額が1株あたり2,290円から1,783円に調整されております。

	第6回 新株予約権	第2回短期 新株予約権 (株式報酬型)	第2回中期 新株予約権 (株式報酬型)	2015年度 新株予約権 (長期株式 報酬型)	第7回 新株予約権
権利行使価格 (円)	1,766	1	1	1	3,045
行使時平均株価 (円)	-	3,531	-	-	-
公正な評価単価 (付与日)(円)	296	2,879	2,851	3,417	593

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたStock・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

(ア) 第2回短期新株予約権(株式報酬型)

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
主な基礎数値及び見積方法

	第2回短期新株予約権(株式報酬型)
株価変動性(注)1	28.4%
予想残存期間(注)2	0.0年
予想配当(注)3	26.6円/株
無リスク利率(注)4	0.04%

- (注) 1. 2.0年間(平成25年5月20日から平成27年5月25日まで)の株価実績に基づき算定しております。
2. 付与日から権利行使期間開始日までの期間を予想残存期間とする方法として見積もっております。
3. 平成27年3月期(年額、直近の12ヶ月決算)の配当実績によっております。
4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

(イ) 第2回中期新株予約権(株式報酬型)

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
主な基礎数値及び見積方法

	第2回中期新株予約権(株式報酬型)
株価変動性(注)1	25.4%
予想残存期間(注)2	1.1年
予想配当(注)3	26.6円/株
無リスク利率(注)4	0.00%

- (注) 1. 1.1年間(平成26年4月21日から平成27年5月25日まで)の株価実績に基づき算定しております。
2. 付与日から権利行使期間開始日までの期間を予想残存期間とする方法として見積もっております。
3. 平成27年3月期(年額、直近の12ヶ月決算)の配当実績によっております。
4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

(ウ) 2015年度新株予約権(長期株式報酬型)

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
主な基礎数値及び見積方法

	2015年度新株予約権(長期株式報酬型)
株価変動性(注)1	28.3%
予想残存期間(注)2	4.9年
予想配当(注)3	26.6円/株
無リスク利率(注)4	0.09%

- (注) 1. 4.9年間(平成22年8月16日から平成27年7月6日まで)の株価実績に基づき算定しております。
2. 過去の役員の平均在任期間から現在の役員の平均在任期間を減じた期間を予想残存期間とする方法として見積もっております。
3. 平成27年3月期(年額、直近の12ヶ月決算)の配当実績によっております。
4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

(エ) 第7回新株予約権

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

	第7回新株予約権
株価変動性(注)1	28.6%
予想残存期間(注)2	3.5年
予想配当(注)3	24.6円/株
無リスク利子率(注)4	0.02%

(注)1. 3.5年間(平成24年4月15日から平成27年10月14日まで)の株価実績に基づき算定しております。

2. 十分なデータの蓄積が無く、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3. 平成27年3月期(年額、直近の12ヶ月決算、記念配当を除く)の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	319百万円	295百万円
退職給付に係る負債	1,099	1,046
貸倒引当金	277	558
未払事業税	230	280
賞与引当金	286	353
その他	675	925
繰延税金資産小計	2,889	3,459
評価性引当額	641	724
繰延税金資産合計	2,247	2,735
再評価に係る繰延税金資産		
土地再評価差額金	53	51
評価性引当額	53	51
再評価に係る繰延税金資産合計	-	-
再評価に係る繰延税金負債		
土地再評価差額金	231	219
再評価に係る繰延税金負債合計	231	219
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	1,366	334
合併受入資産評価差額	449	427
差額負債調整勘定	135	99
その他	165	37
繰延税金負債合計	2,116	898
繰延税金資産の純額	-	1,616
繰延税金負債の純額	99	-

(注) 前連結会計年度における繰延税金負債の純額及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
流動資産 - 繰延税金資産	826百万円	1,458百万円
固定資産 - 繰延税金資産	-	490
固定負債 - 繰延税金負債	694	112
固定負債 - 再評価に係る繰延税金負債	231	219

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	35.4%	32.8%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5	0.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.3	0.2
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	2.1	1.2
のれん償却額	0.8	0.9
負ののれん発生益	0.7	-
試験研究費等税額控除	8.1	5.6
持分法投資損失	0.9	0.2
持分変動利益	-	1.0
住民税均等割	0.4	0.2
その他	0.5	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	30.5	28.2

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.1%から平成28年4月1日に開始する連結会計年度及び平成29年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.7%に、平成30年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.5%となります。

この税率変更により、繰延税金資産が128百万円、繰延税金負債が42百万円、それぞれ減少し、法人税等調整額が100百万円、その他有価証券評価差額金が16百万円、それぞれ増加し、退職給付に係る調整累計額が2百万円減少しております。

また、再評価に係る繰延税金負債は11百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

当社及び連結子会社は、医薬品事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

当社及び連結子会社は、医薬品事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一セグメント区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
(株)メディセオ	28,854	医薬品事業
(株)スズケン	21,913	医薬品事業
アルフレッサ(株)	16,241	医薬品事業

当連結会計年度(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一セグメント区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
(株)メディセオ	35,019	医薬品事業
(株)スズケン	25,544	医薬品事業
アルフレッサ(株)	19,934	医薬品事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

当社及び連結子会社は、医薬品事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

当社及び連結子会社は、医薬品事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

当社及び連結子会社は、医薬品事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

当社及び連結子会社は、医薬品事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	日医工 サノフィ(株)	東京都 新宿区	50	医薬品製造 販売業	(所有) 直接 49.0	医薬品 の購入 役員の兼任	仕入高	14,060	買掛金	2,548
関連会社	Aprogen Inc.	韓国	18,314 (百万ウォン)	バイオ 医薬品 の開発	(所有) 直接 44.5	資金の援助	資金の貸付	4,239	関係会社 長期貸付金	4,239

当連結会計年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は出資金 (百万ウォン)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	Aprogen Inc.	韓国	22,925	バイオ 医薬品 の開発	(所有) 直接 35.6	資金の援助 開発業務 委託	資金の貸付	3,845	関係会社 長期貸付金	3,845
							利息の受取	-	その他の 流動資産 (未収利息)	77
							国際的権利 の購入	2,021	-	-

(注) 1. 取引金額は消費税等を含めておりません。期末残高のうち買掛金残高には消費税等を含めております。

2. 取引条件は、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。

3. Aprogen Inc.への資金の貸付に対して、不動産担保の提供を受けております。

(イ) 連結財務諸表提出会社の役員及び個人主要株主等

前連結会計年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその 近親者が議決 権の過半数を 所有している 会社等（当該 会社の子会社 を含む）	(株)八尾倶楽部	富山市	200	ゴルフ場 の経営	-	ゴルフ場施 設の利用等	日医工女子オ ープンゴルフト ーナメント開催 に伴うゴルフ場 設の利用等	121	-	-

当連結会計年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員及びその 近親者が議決 権の過半数を 所有している 会社等（当該 会社の子会社 を含む）	(株)八尾倶楽部	富山市	10	ゴルフ場 の経営	-	ゴルフ場施 設の利用等	日医工女子オ ープンゴルフト ーナメント開催 に伴うゴルフ場 設の利用等	63	-	-

(注) 1. 取引金額には消費税等を含めておりません。

2. 取引条件は、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件によっております。

3. 株式会社八尾倶楽部は、株式会社TAMURAがその議決権の100%を直接所有している同社の子会社であります。なお、株式会社TAMURAは、当社役員の田村友一がその議決権の100%を直接所有してあります。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	1,246.36円	1,377.53円
1株当たり当期純利益金額	110.26円	184.45円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	110.14円	184.02円

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当連結会計年度 (平成28年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	74,487	82,597
純資産の部の合計額に加算する金額(百万円)	178	61
(うち従持信託が保有する自己株式の金額 (百万円))	(178)	(61)
純資産の部の合計額から控除する金額(百万 円)	137	260
(うち新株予約権(百万円))	(137)	(260)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	74,528	82,398
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の 普通株式の数(株)	59,797,083	59,816,148

(注) 1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式には、従持信託が保有する自己株式が、前連結会計年度は97,000株、当連結会計年度は33,700株それぞれ含まれております。

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額 (百万円)	6,592	11,031
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純 利益金額(百万円)	6,592	11,031
期中平均株式数(株)	59,793,744	59,807,712
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	64,964	139,393
(うち、新株予約権(株))	(64,964)	(139,393)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1 株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった 潜在株式の概要	平成25年9月9日取締役会 決議ストックオプション 新株予約権 420個 (普通株式 42,000株)	平成27年9月14日取締役会 決議ストックオプション 新株予約権 500個 (普通株式 50,000株)

(注) 普通株式の期中平均株式数には従持信託が保有する自己株式が、前連結会計年度は148,769株、当連結会計年度は68,177株それぞれ含まれております。

(重要な後発事象)

当社は平成28年4月4日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得すること及び具体的な取得方法について決議し、自己株式の取得を以下のとおり実施いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

当社の発行済株式総数(自己株式を除く)の4.76%を保有する株主であるサノフィ株式会社は、財務構造強化によりキャッシュ・フローの最適化を図るというサノフィグループの方針に則り、保有する当社の全株式を売却する意向を示しました。

この意向を受け当社はこの機に、株主還元の一環として、自己株式を取得することといたしました。

(2) 自己株式に関する取締役会の決議内容

取得する株式の種類

当社普通株式

取得する株式の総数

2,846,800株(上限)

取得する期間

平成28年4月5日

取得価額の総額

7,000百万円(上限)

取得の方法

東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付け

(3) 自己株式の取得結果

取得した株式の種類

当社普通株式

取得した株式の総数

2,846,800株

取得日

平成28年4月5日

取得価額

7,000百万円

取得の方法

東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による買付け

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	2,750	14,720	0.49	-
1年以内に返済予定の長期借入金	3,996	3,781	0.43	-
1年以内に返済予定のリース債務	906	942	-	-
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	7,831	9,047	0.48	平成29年～平成35年
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	1,501	1,417	-	平成29年～平成33年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	16,986	29,910	-	-

(注) 1. 平均利率は、期末借入残に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年以内における返済予定額は次のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	3,404	2,931	1,411	1,172
リース債務	652	392	251	121

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	35,049	68,987	108,320	143,513
税金等調整前四半期 (当期)純利益金額 (百万円)	3,232	5,121	14,352	15,359
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益金額 (百万円)	2,295	3,614	10,442	11,031
1株当たり四半期 (当期)純利益金額 (円)	38.39	60.44	174.60	184.45

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純 利益金額(円)	38.39	22.05	114.16	9.85

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2 12,302	2 26,886
受取手形	1 2,800	1 3,348
電子記録債権	4 481	4 1,364
売掛金	1, 4 18,850	1, 4 21,077
商品及び製品	27,301	26,113
仕掛品	6,152	8,991
原材料及び貯蔵品	7,839	9,535
前払費用	645	342
繰延税金資産	823	1,438
短期貸付金	105	100
関係会社短期貸付金	422	1,221
一年内回収予定関係会社長期貸付金	9	9
未収入金	4 518	4 1,416
その他	4 76	4 331
貸倒引当金	1,263	2,155
流動資産合計	77,066	100,023
固定資産		
有形固定資産		
建物	2 13,522	2 14,764
構築物	817	801
機械及び装置	6,265	8,027
車両運搬具	3	6
工具、器具及び備品	1,029	995
土地	2 4,320	2 4,435
リース資産	1,754	1,795
建設仮勘定	623	1,168
有形固定資産合計	28,335	31,993
無形固定資産		
のれん	373	255
ソフトウェア	16	42
電話加入権	19	19
製造販売権	491	0
リース資産	323	237
無形固定資産仮勘定	1,772	2,747
販売権	891	2,760
その他	0	0
無形固定資産合計	3,889	6,063
投資その他の資産		
投資有価証券	9,036	3,239
関係会社株式	6,775	6,751
長期貸付金	1,908	544
関係会社長期貸付金	4,506	4,102
長期前払費用	874	51
繰延税金資産	-	440
その他	533	499
貸倒引当金	64	89
投資その他の資産合計	23,572	15,541
固定資産合計	55,797	53,597
資産合計	132,863	153,621

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	2,250	4,214
電子記録債務	4,16,081	4,13,665
買掛金	2,414,010	2,414,008
短期借入金	1,200	13,200
関係会社短期借入金	200	200
一年内返済予定長期借入金	3,717	3,479
リース債務	884	918
未払金	4,56,113	4,56,318
未払費用	495	528
未払法人税等	1,833	3,592
前受収益	42	-
預り金	458	4,151
返品調整引当金	70	48
賞与引当金	640	917
その他	121	482
流動負債合計	47,718	61,018
固定負債		
長期借入金	26,676	28,007
リース債務	1,428	1,361
繰延税金負債	602	-
再評価に係る繰延税金負債	231	219
退職給付引当金	3,081	3,103
関係会社事業損失引当金	-	482
資産除去債務	17	17
その他	45	43
固定負債合計	12,043	13,195
負債合計	59,761	74,214
純資産の部		
株主資本		
資本金	19,976	19,976
資本剰余金		
資本準備金	18,511	18,511
その他資本剰余金	165	277
資本剰余金合計	18,677	18,789
利益剰余金		
利益準備金	366	366
その他利益剰余金		
特別償却準備金	6107	655
別途積立金	26,050	30,050
繰越利益剰余金	6,109	10,200
利益剰余金合計	32,632	40,671
自己株式	1,543	1,397
自己株式申込証拠金	-	0
株主資本合計	69,743	78,040
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,899	773
土地再評価差額金	321	333
評価・換算差額等合計	3,220	1,106
新株予約権	137	260
純資産合計	73,101	79,407
負債純資産合計	132,863	153,621

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
売上高	1 119,994	1 137,524
売上原価	1 74,963	1 85,701
売上総利益	45,030	51,822
返品調整引当金戻入差額	17	22
差引売上総利益	45,047	51,844
販売費及び一般管理費	1, 2 36,693	1, 2 39,828
営業利益	8,353	12,016
営業外収益		
受取利息	1 37	1 107
受取配当金	1 102	1 110
為替差益	165	-
助成金収入	52	17
その他	1 242	1 204
営業外収益合計	600	440
営業外費用		
支払利息	79	98
支払手数料	47	81
売上債権売却損	141	185
為替差損	-	538
創立50周年記念事業費	-	117
その他	58	49
営業外費用合計	327	1,071
経常利益	8,626	11,385
特別利益		
固定資産売却益	0	-
投資有価証券売却益	-	3,678
特別利益合計	0	3,678
特別損失		
固定資産処分損	148	25
減損損失	203	-
関係会社株式評価損	-	31
長期前払費用除却損	-	760
関係会社事業損失引当金繰入額	-	482
その他	9	5
特別損失合計	362	1,304
税引前当期純利益	8,264	13,760
法人税、住民税及び事業税	2,748	4,694
法人税等調整額	320	621
法人税等合計	2,427	4,072
当期純利益	5,837	9,687

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
原材料費			28,220	47.8	26,347	42.1
労務費						
1 退職給付費用		139		145		
2 賞与引当金繰入額		692		785		
3 その他		3,031	3,863	3,496	4,427	7.1
経費						
1 動力費		850		852		
2 外注加工費		21,348		25,676		
3 減価償却費		2,665		2,962		
4 その他		2,071	26,936	2,334	31,825	50.8
当期総製造費用			59,020	100.0	62,600	100.0
期首仕掛品たな卸高			6,118		6,152	
合計			65,139		68,752	
期末仕掛品たな卸高			6,152		8,991	
当期製品製造原価			58,987		59,760	

(注) 原価計算の方法は、組別工程別総合原価計算であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	19,976	18,511	165	18,677	366	164	23,050	4,662	28,243
会計方針の変更による累積的影響額								18	18
会計方針の変更を反映した当期首残高	19,976	18,511	165	18,677	366	164	23,050	4,680	28,261
当期変動額									
特別償却準備金の取崩						57		57	-
別途積立金の積立							3,000	3,000	-
剰余金の配当								1,466	1,466
当期純利益								5,837	5,837
自己株式の取得									
自己株式の処分			0	0					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	0	0	-	57	3,000	1,428	4,370
当期末残高	19,976	18,511	165	18,677	366	107	26,050	6,109	32,632

	株主資本			評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	自己株式申込証拠金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,740	0	65,155	243	297	541	79	65,776
会計方針の変更による累積的影響額			18					18
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,740	0	65,174	243	297	541	79	65,794
当期変動額								
特別償却準備金の取崩			-					-
別途積立金の積立			-					-
剰余金の配当			1,466					1,466
当期純利益			5,837					5,837
自己株式の取得	3		3					3
自己株式の処分	201	0	201					201
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				2,655	23	2,679	58	2,737
当期変動額合計	197	0	4,569	2,655	23	2,679	58	7,306
当期末残高	1,543	-	69,743	2,899	321	3,220	137	73,101

当事業年度（自平成27年4月1日 至平成28年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	19,976	18,511	165	18,677	366	107	26,050	6,109	32,632
当期変動額									
特別償却準備金の取崩						52		52	-
別途積立金の積立							4,000	4,000	-
剰余金の配当								1,648	1,648
当期純利益								9,687	9,687
自己株式の取得									
自己株式の処分			111	111					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	111	111	-	52	4,000	4,091	8,038
当期末残高	19,976	18,511	277	18,789	366	55	30,050	10,200	40,671

	株主資本			評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	自己株式申込証拠金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,543	-	69,743	2,899	321	3,220	137	73,101
当期変動額								
特別償却準備金の取崩			-					-
別途積立金の積立			-					-
剰余金の配当			1,648					1,648
当期純利益			9,687					9,687
自己株式の取得	1		1					1
自己株式の処分	147	0	259					259
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				2,125	11	2,113	123	1,990
当期変動額合計	145	0	8,296	2,125	11	2,113	123	6,306
当期末残高	1,397	0	78,040	773	333	1,106	260	79,407

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～50年

機械及び装置 2～17年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア(自社利用分) 5年(社内における利用可能期間)

販売権 10年

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 返品調整引当金

返品による損失に備えるため、返品実績率により、その売買差益見込額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。

なお、会計基準変更時差異については15年で均等償却し、毎期の費用に計上しております。

また、数理計算上の差異については、各期の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8年)による定率法により翌事業年度から費用処理しております。

(5) 関係会社事業損失引当金

関係会社に係る損失に備えるため、関係会社の財政状況等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

4. のれんの償却方法及び償却期間

効果の発現する期間を合理的に見積り、定額法により償却しております。なお、償却年数は5～10年であります。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) 消費税等の会計処理

税抜方式によって処理しております。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度まで「無形固定資産」の「その他」に含めて表示しておりました「販売権」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より、区分掲記いたしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「無形固定資産」の「その他」892百万円は、「販売権」891百万円、「その他」0百万円として組み替えております。

(追加情報)

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用)

従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する注記については、連結財務諸表「注記事項(追加情報)」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

1 受取手形及び売掛金

自己信託等に伴う流動化残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
自己信託等に伴う流動化残高	998百万円	1,681百万円

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
建物	733百万円	703百万円
土地	907	907
現金及び預金(定期預金)	10	10
計	1,651	1,621

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
買掛金	36百万円	24百万円
長期借入金	2,211	2,211
計	2,247	2,235

3 偶発債務

保証債務

以下の関係会社の金融機関からの借入に対し、債務保証を行っております。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
ヤクハン製菓(株)	500百万円	-百万円
アクティブファーマ(株)	1,347	1,347
計	1,847	1,347

4 関係会社項目

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は、次のとおりであります(区分掲記したものを除く)。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
短期金銭債権	767百万円	974百万円
短期金銭債務	4,780	2,856
長期金銭債務	1	1

5 未払金に含まれる未払消費税及び未払地方消費税は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
	416百万円	849百万円

6 特別償却準備金は、租税特別措置法の規定に基づいて計上しております。

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業取引による取引高		
売上高	1,417百万円	1,445百万円
仕入高	19,436	15,135
その他	1,181	836
営業取引以外の取引による取引高	141	124

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度48%、当事業年度50%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度52%、当事業年度50%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
貸倒引当金繰入額	622百万円	917百万円
販売促進費	16,414	19,283
給料及び手当	3,729	4,005
賞与引当金繰入額	335	560
退職給付費用	207	211
減価償却費	1,216	924
研究開発費	4,984	4,874

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式3,860百万円、関連会社株式2,891百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式3,884百万円、関連会社株式2,891百万円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	990百万円	947百万円
貸倒引当金	428	688
賞与引当金	210	281
未払事業税	170	257
その他	487	698
繰延税金資産小計	2,287	2,873
評価性引当額	120	234
繰延税金資産合計	2,166	2,639
再評価に係る繰延税金資産		
土地再評価差額金	53	51
評価性引当額	53	51
再評価に係る繰延税金資産合計	-	-
再評価に係る繰延税金負債		
土地再評価差額金	231	219
再評価に係る繰延税金負債合計	231	219
繰延税金負債		
合併受入資産評価差額	449	427
その他有価証券評価差額金	1,342	306
その他	153	26
繰延税金負債合計	1,945	760
繰延税金資産の純額	-	1,659
繰延税金負債の純額	10	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	35.4%	32.8%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6	0.4
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.4	0.2
住民税均等割	0.4	0.2
評価性引当額の増減	0.4	0.9
試験研究費税額控除	9.2	5.9
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	2.4	1.4
その他	0.2	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.4	29.6

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.1%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.7%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.5%となります。

この税率変更により、繰延税金資産が127百万円、繰延税金負債が39百万円それぞれ減少し、法人税等調整額が103百万円、その他有価証券評価差額金が16百万円それぞれ増加しております。

また、再評価に係る繰延税金負債は11百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

(重要な後発事象)

当社は平成28年4月4日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得すること及び具体的な取得方法について決議し、自己株式の取得を実施いたしました。

なお、詳細については、連結財務諸表における「重要な後発事象」に記載のとおりであります。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	13,522	2,094	4	847	14,764	10,223
	構築物	817	62	-	78	801	1,034
	機械及び装置	6,265	3,244	0	1,482	8,027	13,225
	車両運搬具	3	4	-	2	6	35
	工具器具及び備品	1,029	280	6	308	995	2,849
	土地	4,320 [552]	114	-	-	4,435 [552]	-
	リース資産	1,754	751	3	707	1,795	1,781
	建設仮勘定	623	1,156	611	-	1,168	-
	計	28,335 [552]	7,709	625	3,426	31,993 [552]	29,150
無形固定資産	のれん	373	-	-	118	255	1,039
	ソフトウェア	16	33	-	7	42	19
	電話加入権	19	-	-	-	19	-
	製造販売権	491	-	-	491	0	-
	リース資産	323	70	-	156	237	444
	無形固定資産仮勘定	1,772	974	-	-	2,747	-
	販売権	891	2,021	-	152	2,760	252
	その他	0	-	-	-	0	-
	計	3,889	3,100	-	926	6,063	1,756

(注)「当期首残高」及び「当期末残高」欄における[]内は、土地の再評価に関する法律(平成10年法律第34号)により行った土地の再評価実施前の帳簿価額との差額であります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

区分	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	1,327	1,206	289	2,244
返品調整引当金	70	48	70	48
賞与引当金	640	917	640	917
関係会社事業損失引当金	-	482	-	482

(2)【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3)【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取・買増手数料	<p>(特別口座) 大阪市中央区北浜四丁目5番33号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社</p> <p>別途定める1単元当たりの売買委託手数料相当額を単元未満株式で按分した額。</p>
公告掲載方法	<p>電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>公告掲載URL http://www.nichiiko.co.jp/</p>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社は当社定款において、単元未満株主の権利について以下のとおり制限する旨を定めております。

第10条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

第11条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を買増すことを請求することができる。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第51期）（自平成26年4月1日 至平成27年3月31日）平成27年6月19日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成27年6月19日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第52期第1四半期）（自平成27年4月1日 至平成27年6月30日）平成27年8月12日関東財務局長に提出

（第52期第2四半期）（自平成27年7月1日 至平成27年9月30日）平成27年11月13日関東財務局長に提出

（第52期第3四半期）（自平成27年10月1日 至平成27年12月31日）平成28年2月12日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

平成27年6月24日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

平成27年9月15日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストック・オプションとしての新株予約権発行）の規定に基づく臨時報告書であります。

平成27年12月4日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号（財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象の発生）の規定に基づく臨時報告書であります。

平成28年6月1日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストック・オプションとしての新株予約権発行）の規定に基づく臨時報告書であります。

(5) 臨時報告書の訂正報告書

平成27年10月15日関東財務局長に提出

平成27年9月15日提出の臨時報告書（ストック・オプションとしての新株予約権発行）に係る訂正報告書であります。

(6) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自平成28年4月1日 至平成28年4月30日）平成28年5月16日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年 6月17日

日医工株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 井上 嗣平 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 膳亀 聡 印
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日医工株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日医工株式会社及び連結子会社の平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、日医工株式会社の平成28年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、日医工株式会社が平成28年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月17日

日医工株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 井上 嗣平 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 膳亀 聡 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日医工株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第52期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日医工株式会社の平成28年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。